

# 会 議 録 目 次

令和元年第7回海田町議会定例会（第2日目）

令和元年12月4日（水）午前9時00分 開会

日程第1	一般質問		
	○玉川真里議員	4	
	○大江康子議員	14	
	○岡田良訓議員	24	
	○宗像啓之議員	40	
	○前田勝男議員	53	
日程第2	第43号議案	財産の取得について	66
日程第3	第44号議案	公の施設の指定管理者の指定について(海田総合公園)	69
日程第4	第45号議案	海田町役場の位置を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について	71
日程第5	第46号議案	海田町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	71
日程第6	第47号議案	海田町保健センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	71
日程第7	第48号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第8	第49号議案	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第9	第50号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第10	第51号議案	海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	76
日程第11	第52号議案	海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について	86
日程第12	第53号議案	織田幹雄記念館設置及び管理条例の制定について	87
日程第13	第54号議案	令和元年度海田町一般会計補正予算(第4号)	88

(延 会) ..... 100

令和元年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日                      令和元年12月3日(火)  
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂  
3. 開会(開                      議)                      12月4日(水)9時00分宣告(第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

- |     |       |     |                |
|-----|-------|-----|----------------|
| 1番  | 玉川真里  | 2番  | 小田久美子          |
| 3番  | 富永やよい | 4番  | 大高下光信          |
| 5番  | 大江康子  | 6番  | 欠            員 |
| 7番  | 下岡憲国  | 8番  | 住吉秀公           |
| 9番  | 宗像啓之  | 10番 | 久留島元生          |
| 11番 | 岡田良訓  | 12番 | 多田雄一           |
| 13番 | 崎本広美  | 14番 | 前田勝男           |
| 15番 | 佐中十九昭 | 16番 | 桑原公治           |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 玉川真里  | 2番  | 小田久美子 |
| 3番  | 富永やよい | 4番  | 大高下光信 |
| 5番  | 大江康子  | 7番  | 下岡憲国  |
| 8番  | 住吉秀公  | 9番  | 宗像啓之  |
| 10番 | 久留島元生 | 11番 | 岡田良訓  |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三  
副 町 長 櫻 竜 俊  
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三  
総 務 部 長 丹 羽 勤  
(選挙管理委員会書記長)  
福 祉 保 健 部 長 湯 木 淳 子  
建 設 部 長 久 保 田 誠 司  
総 務 部 次 長 門 前 誠 司  
建 設 部 次 長 龍 岩 広 幸  
企 画 課 長 鎌 田 浩 一  
財 政 課 長 吉 本 真 人  
総 務 課 長 近 森 茂  
税 務 課 長 片 山 茂  
町 民 生 活 課 長 脇 本 健 二 郎  
住 民 課 長 水 川 綾 子  
社 会 福 祉 課 長 中 下 義 博  
こ ども 課 長 森 川 雅 枝  
長 寿 保 険 課 長 新 藤 正 敏  
建 設 課 長 木 村 生 栄  
上 下 水 道 課 長 早 稲 田 誠  
教 育 長 佐 々 木 智 彦  
教 育 次 長 伊 藤 仁 士  
学 校 教 育 課 長 森 山 真 文  
生 涯 学 習 課 主 幹 倉 本 勇 登  
新 庁 舎 整 備 室 長 山 田 長 秀

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      辻      千奈美  
主                      査      水 野 啓 太  
主                      事      木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第43号議案 財産の取得について
- 日程第3 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田総合公園）
- 日程第4 第45号議案 海田町役場の位置を定める条例の一部を改正する等の条例の制定  
について
- 日程第5 第46号議案 海田町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第47号議案 海田町保健センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定につ  
いて
- 日程第7 第48号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第8 第49号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第9 第50号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第51号議案 海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第11 第52号議案 海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第53号議案 織田幹雄記念館設置及び管理条例の制定について
- 日程第13 第54号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 第55号議案 令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第56号議案 令和元年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。1番、玉川議員。

○1番（玉川）1番議員、玉川真里でございます。この度の11月に行われました議員補欠選挙にて当選させていただき議員となりました。この際、多くの町民の方々より、御意見、御質問をいただきましたので、この場におきまして、町民の方々を代表しまして御質問をさせていただきます。既に、審議を終了されているものもあるかと思いますが、改めて町民の方々に分かりやすく御答弁いただけますよう、よろしく願いいたします。大きくは2点でございます。

まず1点目、庁舎の移転についてでございます。前回の町長選挙、また今回の選挙でも公約として新しい庁舎の件が大きな争点となっていたと思います。2015年12月の町長コラムでは、次世代へ負担を残さないよう、町民負担の少ない道として、原案の広島県海田庁舎跡地への移転及び設計を進められております。そこで町長にお伺いします。2015年、町長選挙の公約としてお話しされた金額、その金額と現時点での予算額は幾らかについて御答弁いただきたいと思います。次に、予算の根拠となる設計をされた設計会社と金額について御答弁ください。これにつきましては、審議は終了されているとお聞きしておりますが、町民の方々の中には疑問を持たれている方もいらっしゃいます。また、工事監理業務も随意契約でこの業者に委託するという予定と聞いておりますので、こちらについて御答弁よろしくお願い致します。次に、4年間で用地取得と移転補償金について、県との交渉が進んでいなかったようですが、何が原因だったのかを御答弁ください。

次に2点目、職員の健康管理についてでございます。海田町の健康増進計画の中で、心の健康づくりに重点を置かれていると思いますが、海田町の事業を促進している職員自体が体調不良や精神的不調により休まれている方が増えているとお聞きしております。

す。そこで、過去4年間の休職者数を教えていただきたいと思います。次に、職員のメンタルヘルス対策はどのように行っているか、町長、御答弁ください。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）まず初めに、海田町議選補欠選挙におきまして御当選おめでとうございます。

玉川議員の質問に答弁いたします。庁舎の移転についての質問でございますが、1点目については、平成27年当時は、駅南口に整備予定の建物を県海田庁舎跡地に建設する場合の事業費として、平成24年2月の庁舎建設特別委員会でお示しした税抜き約26.6億円が想定されておりました。また、現時点での事業費については税込み約42.8億円でございます。2点目の設計会社については、現在の設計を行った設計会社は、現代計画・野沢建築工房設計共同体で事業費は実施設計以降、税込約42.8億円でございます。3点目の県有地の取得交渉については、町長就任後、直ちに県へ、県海田庁舎の跡地に役場を移転したい旨を伝え、機会を捉えて新庁舎整備への協力をお願いするとともに、担当者レベルでの手続きの調整を行ってまいりました。連続立体交差事業の事業認可後には土地の取得契約も締結しており、県の協力も得て、町の新庁舎整備スケジュールに合わせた手続きを進めてきたところでございます。

続きまして、職員の健康管理についての質問でございますが、1点目については、平成27年度から平成30年度までの4年間の病気による休職者数は10名でございます。2点目については、病気発症を未然に防止するため、毎年、メンタルヘルス研修やストレスチェックを実施するとともに、衛生管理者による随時の相談、産業カウンセラーによるカウンセリング、人事評価制度の中で個別面談を行い、上司と部下が直接話をして、健康状態の確認や悩みを聞くなどの取組を実施しております。また、休職者の職場復帰については、主治医や衛生管理者、産業医の意見を伺いながら、必要に応じて業務の軽減を行うなど配慮することにより、ほとんどの職員が復職しているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）はい、ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。まず、第1点目、町長が選挙のときに公約としておっしゃった金額、そちらを改めて教えていただきたいんですけども、お願いできますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）選挙公約におきましては、新庁舎をどこに位置するかという公約であって、その金額を提示した覚えはございません。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）町民の方からはその金額について、4億円ほどとお聞きしたというようなお話もございますが、それはないということですかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）庁舎が4億円でできるというお話はした覚えはございません。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。分かりました。庁舎の場所についてのみおっしゃられたということでございますね。この答弁をお聞きしまして、最初のうちは税抜きで皆様にお知らせをされた、で、現時点では税込みでお示しをしている。この税抜きと税込みでの御発言がこう変わってきてるっていうところには、何か意図というのがあるんでしょうか。この町民の方々の声の中に、だんだん上がっているというふうに思われている方がいらっしゃるようなので、この質問をさせていただいたんですけれども、それは意図を持って発表されたのか、それとも、発表の仕方が悪かったから町民の方にそのように思われたのか、それについてどう思われるか、見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎の検討におきましては、事業費につきまして、消費税の掛かってくるものと掛かってこないものとございます。そこで、基本構想等におきましては、税抜きいくらいくらという表現でお示しをいたしました。基本設計を行うに当たりまして、住民説明会等を町民の皆様にも具体的にお示しをするということで消費税の額も含めて、総事業費としてお示しをしたものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）はい、ありがとうございます。今のお話が町民の方にちゃんと浸透されてなくて、周知されていないので、皆さんの中ではだんだん回を重ねるごとに上がっているというふうに思われているんじゃないのかなかというふうに思います。その辺り、今後、進めるに当たってはこれ以上、金額が上がるということはないんでしょうか。金額の上昇がありますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）事業費につきましては、基本計画におきまして、目標の金額を設定を

し、基本設計、実施設計等、その事業費等の中に収めて設計を行いました。実施設計につきましても、発注のための設計を行いまして、その結果、積み上げた金額を先日の特別委員会でお示しをしたものでございますので、発注に当たっての事業費の上昇というものはございません。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。1項目目の庁舎移転についての次についてなんですけれども、現在、建設を行った設計会社について、こちらは東京の方の会社だというふうにお聞きしておりますが、海田町又は広島県内に適切な業者さんがいらっしゃらなかったということなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）基本計画、基本設計の実施に当たりましては、プロポーザルという手法を用いまして、参加の意思のある方に手を挙げていただいて、その中で公開ヒアリングというものを実施をしながら、業者の方を選定をしたものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）プロポーザルという方式ということについては、もうちょっと海田町の皆さんでも聞いても分かるようなお答えをしていただけるとありがたいのですが、お願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）基本計画という、こういった庁舎を策定をするかという検討におきましては、仕様を定めた金額の競争のみで設計をお願いをする、業者さんを決定するのではなくて、その設計能力でありますとか考え方といったようなものをあらかじめこちらの方に提示をいただきまして、その中でどこの業者と一緒に設計をしていくのが適切であるかというのを判断をした上で、受注業者を決定するというものでございます。その中で、その決定に当たりましては、大学の教授の方でありますとか専門の皆様、それと自治会連合会の会長さんでありますとか、住民代表の皆様にも参加をいただきまして、その中でプレゼンテーションといいますか発表をしていただいて、その提出された資料とその発表、その受け答え等も含めて、どの業者の方が海田町の庁舎を検討する上で最適であるか選定をしたものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）その手法で選ばれた方ということなんですけど、その設計業者さんが東京

の方にあるということで、今、オリンピックの方の準備で資材の高騰だとか積算の考え方が、そちらの影響を受けているというふうに思いますが、それで設計に大きな金額が掛かったということはないんですかね。例えば、広島県内の設計会社さんをお願いをしたならば、もう少し設計のお金又は全体の予算というものが変わってきたのじゃないのかなという声も聞かれております。そちらについてはどのような見解を持っていらっしゃるか教えてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）事業費の積算に当たりましては、海田町といいますか、広島県域で発注する公共事業という前提で公共積算基準に基づいて積算をしたものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。この全体の庁舎問題についてなんですが、今、42.8億円ということで、これ以外にも箱物に関して、この度多くの設計、建築が予定されているということで、この箱物にお金が非常に掛かっていることが原因で大きな赤字になっていると思うんですけども、これのために災害復旧とか復興の遅れ、また次の災害への対処が不備になったりだとか、遅れるっていう心配はございませんか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）財政運営におきましては、連続立体交差事業、庁舎移転等、その大きな事業が予定されているということは前もって想定ができたことでございますので、あらかじめ将来的にはそういった事業があるということを前提として財政運営をしてまいりましたので、庁舎整備において、赤字になりサービスの低下につながるというようなことはございません。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）念押しでもう一度お聞きするんですけども、お金がないから、今の作業ができませんということは、職員の方からの声として町民様に与えることはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）お金がないというのが、町に財源がないというのかそれとも執行する予算措置ができてないというのと、ちょっと違う意味もあるかと思えますけれども、財源的なものは十分確保できている状況でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番(玉川) 多分、職員の皆様が、これから町民の方々に御説明をされる場合にですね、今のような丁寧な説明をされて、今、これこれの財源についてはこういう状態であるので、いついつまでにこういうふうにすると言っていたら、町民の方々も御納得いただけるんじゃないのかなと思いますので、ただ、お金がないのでできませんということではなく、町民の皆様の理解、またお気持ち収まるような伝え方ですね、それをしていただけたらというふうに思います。庁舎移転に関しては、先に行われました特別委員会の方で、新庁舎の建築費のところを工夫次第で減となったというふうなお話でしたが、今後、更なる工夫をして、この建築費を下げるというようなことは可能なのでしょうか。そちらについてお願いいたします。

○議長(桑原) 企画部長。

○企画部長(鶴岡) 建築費自体の減につきましては、これから行います入札につきましては、価格競争で決定をしてみたいと思いますので、そこで事業費的なものは変わってこようかと思っております。あと、これまでも議論が出ておりますその補償金でありますとか、これから発行する地方債の借入の条件におきましても、実質的な町の負担というものは変わってこようかと思っておりますので、そういったことをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(桑原) 玉川議員。

○1番(玉川) 今、お話しいただいて、庁舎に関しては今まで計画、予測が付いていたものなので、それについて予算の執行が可能である、また収支に関しても健全に運用できるというようなお話だったと思っております。これが原因で町民の皆さんに負担が増えるというようなこと、そういう計画などはございませんでしょうか。

○議長(桑原) 企画部長。

○企画部長(鶴岡) 町の財政運用におきましては、毎年、収支見通しを策定をし、将来的な収支見通しをもって財政運営を行っております。当然、その受益といいますか、町民の皆様の負担と提供するサービスとのバランスになってまいりますので、将来のことは今後の議論となるかと思っておりますけれども、庁舎の整備に関して、改めて負担をお願いするというようなことはございません。

○議長(桑原) 玉川議員。

○1番(玉川) 庁舎に関しては、私の方、お聞きしましたことをまた町民の皆様にお伝えして御説明してみたいと思います。ありがとうございました。

2点目の職員の健康管理について、再度、お伺いいたします。4年間の病気による休職者数が10名であるというふうにお聞きしたんですが、これは正規職員、また臨時職員、非常勤職員を含めた数でございましょうか。4年間の合計が10名ということであるのか、それとも現時点で10名ということであるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）まず1点目の休職者数につきましては、これは臨時、嘱託、正職員を含めた数でございます。それと2点目につきましては、これは平成27、28、29、30の4か年の重複していない人数を計上して10人としたものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）町長にお聞きしたいんですけども、現在、1週間以上病欠されている方の職員数というのは把握されていますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）これは診断書が出された場合、これ、町長までそれが上がるようになっております。

○議長（桑原）いるかいなかということ。

○総務課長（近森）町長の方、把握されております。

○議長（桑原）いるのかということは今聞いているんだから、よく聞いて、質疑をね。ごめんなさい、質問をね。いいですか。玉川議員。

○1番（玉川）再度、お聞きします。現在、1週間以上病欠されている職員の数を町長が把握されているかどうか、町長、御答弁、お願いいたします。

○議長（桑原）数はいいんですか。把握しているかどうかということですか。

○1番（玉川）人数をお願いいたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）1週間以上の病気休暇を取得している職員は9名でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）それについては、町長は把握されているかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）把握しております。

○議長（桑原）玉川議員。

- 1番（玉川）メンタルヘルスについて、ストレスチェックを実施しているということですが、そのストレスチェックでハイリスクだった人数というのは、今年度、もしストレスチェックが終わってれば今年度の数字で、また終わってなければ前年度の数字でもいいんですが、御答弁ください。
- 議長（桑原）総務課長。
- 総務課長（近森）これは毎年12月にやっているものですから、今年度のは把握できておりません。直近でいいますと、平成30年になるかと思うんですが、その人数につきましては、高ストレスは40人でございます。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 1番（玉川）現在の職員数を教えてください。
- 議長（桑原）総務課長。
- 総務課長（近森）202名でございます。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 1番（玉川）40人という数字は多いというふうに認識されていらっしゃるでしょうか。それとも、少ないというふうに認識されておられますでしょうか。
- 議長（桑原）総務部長。
- 総務部長（丹羽）決して少ない数ではないと考えております。
- 議長（桑原）玉川議員。
- 1番（玉川）メンタルヘルス対策には長となる方のリーダーシップ能力が大きく関わってくると思います。その中でも、リーダーシップ能力には二つございますが、指揮統率能力であるパフォーマンス力、そして、部下や職員への配慮、ケアなどの関わり、心情把握などの力であるマネジメント能力がバランスよく発揮されることで、部下の方々、職員の皆様のメンタルヘルスが向上されていくと思います。それについて、職員の健康管理ができていくかどうか、町長の御認識、自分自身のリーダーシップがバランスよく発揮されていると思っていられるかどうか、そこについて御答弁お願いいたします。
- 議長（桑原）総務部長。
- 総務部長（丹羽）各職員のメンタルの管理につきましては、先ほど町長答弁でもありましたように、人事評価制度の中で面談をして、仕事の能力はもちろんのこと、職員の健康管理についても、話しながら、心配事があったり、そういったことを上司が把握し、またそれを上に上げていくというような手法で管理を行っておるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）今は町長の方にお聞きしたかったんです。職員全体に関してのメンタルヘルス、健康管理者については長の方だと思います。また、幹部職員の方々と呼んでいいのかどうかちょっと分からないんですけども、その方々のメンタルヘルスについてもリーダーとなる町長の方が握ってらっしゃると思います。そのリーダーとなる方がどのようにパフォーマンス能力とマネジメント能力、併せ持っていらっしゃるかということは、非常にこの全体のメンタルヘルスについて大切になってくることだと思いますので、町長がどのような認識を持っているのか、この場で御答弁いただけたらと思います。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）今、御指摘のパフォーマンス能力とマネジメント能力の話でございますが、私自身が評価を受けたことはございませんので、その評価に対しては答弁できませんが、この両方においては全力で今行っていますし、勤務体系の形態も改善するようにしっかり指示をしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）全力でというのは、具体的にはどのようなことを注意されて、配慮されているのか、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）私も労務管理の責任を持っておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。メンタルヘルスの対策としましては、研修でありますとか、時間外削減といった一次予防でありますとか、また、先ほど40名といった高ストレスおりますが、ストレスチェック、またカウンセリング、そういった早期発見、早期治療、そういった二次予防、そういったものが重要であると考えてますが、それに比べまして、いわゆるゼロ次予防といった形で。

○議長（桑原）副町長、もう少しゆっくりとお願いできますか。

○副町長（櫻）ゼロ次予防といった形で、職員がもっと頑張りたいと思うような職場環境を整備していくこと、こういったことも非常に重要であろうと思っています。そのために、町長、副町長を含め、管理職全員の意識、そういったものは非常に重要であると思っていますので、しっかりと部下とコミュニケーションを取って、風通しのいい職場になるよう、これから努めていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）私がお聞きしているところは、そのようなメンタルヘルス対策っていうのは、あって当たり前というか当然のことでございます。今、御答弁いただいたことは。私は町長の方に伺っているのは、やはり町長の、どのような具体的な配慮を行っているのか、どのように自分自身パフォーマンスまたマネジメント能力を発揮している、具体的な具体のところをですね、どのようにお考えかということをお口から聞きたいというものでございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）私が1期目の当選したときから、まず就業体系をですね、まず改善を図っていくということで進めてまいりました。残業時間を含めたそういった中に、45時間を、あの時点で、4年前の時点で、もう45時間以上超えない、一種のスパイクというふうな表現をしておりますが、そういった特質的に出てくるようなことをまずカッティングする、要するに切っていく。それから、30時間内に抑えるというような、まず労働時間の中に、そういったストレスが溜まらないようにという背景をしっかりと改善する方向で、今現在も進めてきているところでございますので、今の労働条件のいろんな形の、世論のマスコミ等で叫ばれているような状況はございますが、そういったところを、4年前から、そういった形で導入しながら進めてきているところでございますし、有給休暇の取得においてもしっかりと取れるような形の指示もしております。まず、一番大事なものは労働時間における家庭と労働との関係のバランスをしっかりと取りながら、精神衛生的な、健康面も含めて進めていく。特に、当然、我が町も健康をテーマにしておりますから、職員の健康に十分配慮しながら、今進めているところでございます。それが具体でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）今のところのお話では、パフォーマンスのところはしっかりと対策されているのかなと思います。マネジメントの部分ではソフトのところ、どのような声掛けをされているのか、どのようなスタンスで職員の皆様と接してられるのかというところが非常に大切なところだと思います。そこについても、もう少し、今一步、お話をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）第1答弁で申しておりますように、いろんなストレスチェック、今年度も12月に一応ストレスチェックシートを提出するようになっております。昨日、聞いた段

階では、もう半分ぐらいは職員が提出しているという形で、そういったところのチェックもしっかりと行ってきておりますし、朝の挨拶も私が直接各課において、この本庁だけでございますが、そういったところをやっておりますし、各部署、外部部署におきましては、そういった不定期的な、足を運んで直接現場の確認、又は職員の確認、そういったところも教育委員会を含めて実際に行ってきたところでございますし、そういった、構えがないように、できるだけ定期で行かずに不定期の形で、しっかり現場が認識できるような形のもの、今、私自身は進めてきております。そういったマネジメントにおいては、気配りにおいては、私も非常に大事なところだというふうに認識しておりますから、先ほどから何回も申し上げますように全力で取り組んでおります。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。先ほど、町長の答弁からもございましたが、職員からのフィードバック、評価というものはいただけてないということだったので、またその評価についても御検討いただきまして、実際、職員の皆様が安心安全で職務に邁進できるのかどうか、また施策だけではなくて、ソフト面でどのように町長に接してほしいと思っていられるのかについても、皆様から傾聴できるような方法を模索していただきまして、職員のメンタルヘルスの方にも重きを置いていただければと思います。

町民の皆様からいただいたお声については、おいおい、この定例会等を使いまして、私の方が代して皆様にお聞きすることがあるかと思っております。この度はこの2点についてございましたが、私の方でまた今お聞きしたことをまとめまして、町民の方々にもお伝えしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は大きく2点について質問させていただきます。一つ、非カバー地域ヘデマンドバスの運行を。コミュニティバス、ふれあいバスが平成17年度から2年間の実験運行から今日に至るまでに約15年、このバスが誕生したのは多くの住民に、公的機関、公民館、図書館、福祉センターなどの利用促進が目的だったと記憶しています。この頃の海田町は県でも上位の年齢が若い町だと、当時の町長がいつも言われていました。住民も全体的に若かったので、その当時はそれでもよかったのだと思います。しかしながら、十数年経った今、住民の高齢化により免許返納者が増加傾向になりました。アクセルとブレーキの踏み違いや前進とバックのギア入れ間違いで、高

高齢者の事故が多発しています。元気な高齢者は車の運転や歩いての行動ができますが、免許返納者や体の不自由な人には病院や買い物にもなかなか行けません。特に、非カバー地域に住んでいる高齢者や免許返納者の方は、コミュニティバス、ふれあいバスが必要不可欠となっています。国信二丁目では約3人に1人は70歳以上です。あと5年もすれば団塊世代が75歳となり、ますます高齢化の波が押し寄せてくることが想像できます。海田町ホームページの海田町町内循環コミュニティバス、ふれあいバス欄では、交通空白地域、不便地域及び交通弱者の利便性の向上などを目的として運行しているとなっています。しかし、現実はどうでしょうか。15年経っても解決できていません。平成31年3月議会では、2月に行われた地域公共交通アンケート結果の取りまとめ、分析を行い、来年度、海田町の公共交通のマスタープランとなる海田町公共交通網形成計画を策定し、併せて循環バスの見直し案を策定するとしています。また、その中で、例えば2ルート案、小型車両の導入といった具体的な方策、路線バスとの役割分担や掛かる費用なども含めて検討していくと行政は答弁しています。今までに何度も質問してきては具体的な答弁がありませんでした。平成31年3月議会でやっと具体的な答弁をいただき、期待していましたが、令和元年6月18日に、この海田町地域公共交通網形成計画策定業務の入札が行われ、予定履行期間が令和元年6月22日から令和2年3月31日となっていたのを見て、がっかりでした。この期間、約9か月掛かることになっています。更に、これは業者が策定ですから、これからまた交通会議が行われるのではと予想されるのですが、そうすると、あと1年も2年も掛かるのではないのでしょうか。非カバー地域の課題は行政として十分分かっているはずですが、高齢化もどんどん進んでいる中、本当にこれでいいのですか。町長はこの度の選挙公約の中に、交通ネット網の強化を掲げています。東広バイパスやJR高架事業も大切ですが、身近な町民の交通手段の確保を実現することが一番ではないでしょうか。そこで問います。1、コミュニティバスの見直し案策定は交通網形成計画策定業務の中に組み込まれているのですか。見直し案は別に考えられないのですか。2、過程の中で小型車両の導入といった具体的な方策を挙げていましたが、即実行に移し、非カバー地域への運行を開始することはできませんか。3、町長は15年経っても解決しないこの問題をどのように考えられていますか。4、他町では地域公共交通会議の会議録をホームページに載せていますが、海田町でも会議録を載せてはいかがですか。

大きく2点目。コミュニティバス、ふれあいバスの窓ガラスについてです。地球温暖

化対策でローカルバスや観光バスが紫外線よけの窓ガラスに変更しているのをこの頃よく見かけるようになってきました。我が町のコミュニティバスも紫外線よけの窓ガラスにしています。しかし、その色はとても黒く、全く中は見えません。業務用のバスでもそのような窓を見たことがありません。コミュニティバス、ふれあいバスの愛称にはみんなが仲良く笑顔で触れ合えるようにとの願いが込められて付けられたとのこと、運転席のみが見えて、あと、誰が乗っているのやら分からないバス。バスの中で事故があっても気付きにくい。外の模様は保育園バス並みで、窓ガラスが真っ黒のこのアンバランス、なぜこのような窓ガラスを付けられたのですか。変更することはできませんでしょうか。

以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。まず、非カバー地域へデマンドバスの運行についての質問でございますが、1点目については、海田町地域公共交通網形成計画は、いわゆる交通のマスタープランで5年間を期間とした町の交通施策の方向性などを示すもので、この計画の中で循環バスのルート見直しを直接行うものではございません。町の交通に関する方向性を定め、これに併せて町の循環バスのルートを見直すものでございます。本来であれば、海田町地域公共交通網形成計画を策定し、町の方向性などを定めた後に、町の交通施策の柱である循環バスのルートを見直す段階的な手順を考えましたが、見直しを早期に実現するため、並行して行っているところでございます。2点目については、循環バスのルートの見直し案を策定した後、早急に運行に向けて準備を行いたいと考えています。3点目については、これまでの非カバー地区については、道路改良ができた時点で三迫地区の延伸を行ってまいりましたが、残る国信や新町の一部については現在見直しを進めているところでございます。4点目については、今後、議事録、資料についてホームページで公開してまいります。

続きまして、コミュニティバスの窓ガラスについての質問でございますが、窓ガラスについては、一番の目的は冷房効率を上げることにあります。安全対策としてはバスの前、後ろ、左横に電光掲示板があり、運転手の操作でSOSが外部に発信できるようになっており、バス事業者の営業所でも受信できるようになっております。以上のことから、窓ガラスを変更することは考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）このコミュニティバスの窓ガラスですけれど、これは行政の方がそのような窓ガラスということで進めたんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）バスを代替するときに、車種であるとか、その仕様についてお話をバスとしました。そのときにカーテンを外してスモークガラスというんでしょうか、フィルムを貼るということについて相談を受けて、それについてはオーケーといいますか、しましたが、いわゆる濃さについての協議はしておりませんでした。いわゆるカーテンを外して、スモークガラスを採用するということについて協議をしたのみでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の、張る前の、スモークを張るのをオーケーして濃さについては協議をしてなかったということですが、これは、フィルムは実際見たのと貼ると、また全然違ってきます。ですから、これをする前にまず貼った段階でこれでどうなのか、協議をしてなくても、貼った段階でこれでどうですかというのはなかったんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）フィルムに関して、そこまで突っ込んだ協議の方はちょっとしておりませんでした。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この窓ガラスについて、一番の目的は冷房効果を上げることにありますと答弁されました。確かにこれは濃いければ濃いほどいいかといっても、これは透過率が低いということで、外から見たときには全く見えない。中から見える。この真っ黒ということは、透過率が低いということですが、この真っ黒でなくてもフィルムによってスモーク、薄いスモーク、これでも十分に紫外線とかそういうものをカットする力があるというんですか、同じような条件で色が薄くてスモークで、窓ガラスでもそういう紫外線、それから冷房効果、暖房効果を上げるフィルムがあるのですが、それでも今のこのままの真っ黒いフィルムでいかれるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）基本的には今それを認めているといいますか、町でそれを協議した上でそれをやっているのが現状でございます。バス事業者にもお話をしましたが、一応フィルムなので、剥がすことは技術的には可能でございますが、やっぱり貼った後、

またきれいにのりを外し、また新しいフィルムを貼るということになると、やっぱりそれなりのコストが掛かるというところがございます。そこら辺を勘案しますと、一定の効果があるというふうに私ども思っておりますので、現状といたしましてはこのままでさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）フィルムですから、剥がしてまた貼替えということは可能でということはあるんではないかと思っております。確かにそこには金額が要ります。しかし、あのバスはコミュニティバス、ふれあいバスなんです。町民が、ここ書いておりますよね、みんなが仲良く笑顔で触れ合えるようにと付けられたバスです。それが窓が真っ暗で、中に誰が入っているのやら訳の分からないというのは奇妙じゃないですか。それこそ、スモーク、かすかに見えてでも外から見て、町民が、ああ、おはようと言いながら、挨拶をしながら、バスの中に入っていきっていく、そういう様が見えた方が、本当に、あ、ふれあいバスだなという、この名前のおりのバスというイメージが浮かぶんですけども、外観は保育園バス、窓は真っ黒、違和感ないですか、皆さん見て。どうでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）いろいろ議員さんから見て違和感があるというところでございますが、町長答弁にもございましたように、一定の効果といいますか、理由があつてさせていただいているものでございますので、ということもございましたように、このままでいかせていただきたいと、そういうように考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）このフィルムは、メリットはプライバシーの保護や車上荒らし対策、防犯効果、UVカットによる日焼け予防、それから熱を遮断する効果によって車内温度の上昇、夏場のエアコン効率も高まるということで、それと、事故当時の飛散防止効果だけがを防ぐとか、いろんなメリットもあります。でも、デメリットも、例えば今のように真っ暗だと、もう今5時になるとすごく暗いですよね。運転手が見ればいいといえどそれまでなんですけども、これだけ真っ暗だとデメリットとして、夜間の視認性が低下します。外から車内が見えづらくなるということは、車内からの視認性も悪くなると。これは国民生活調査に載っておりますが、だから、今のままで当分いきますということですが、同じ効果があるんなら、やはり、住民の姿の見える窓の方が、このバスの、ふ

れあいバスの名称のように、本当に見ている、ああ、皆さん乗っているんだなという、そういうバスの方が理想的ではないですか。貼ったから、もうお金が掛かるからというのはどうなのでしょう。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）ちょっと繰返しの答弁になります。今、大江議員の方からもいわゆるそのスモークのメリットというのもたくさん口にさせていただいたと思います。本当繰返しになりますが、現時点で今一定の効果があるものとして町も考えておりますので、すぐにそれを貼り替えるとか、そういうことはちょっと考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今すぐに貼り替えることは考えてないということですが、では、これはやはり時間が経つと劣化してきますので、その時点では貼り替える考えはおありですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）今、議員が言われた劣化ですよ、いわゆるスモークの本来の目的が果たせないような状態になれば、当然それはどこかでいわゆる補修なり何なり考えなくてはならないと思っております。貼り替えですよ。そういうことが出てくるような場合においては、今いただいた御意見を踏まえて、ちゃんと検討していきたいと、そういうように思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）地域公共交通網形成計画、これがさっき言ったように、入札してから9か月掛かるんですが、その後ですかと言われましたら、ここ、見直しを早期に実現するため、並行して行っているところがございますと書いてありますが、どのようにこの見直しを早期実現されるため、並行して早急に運行に向けて準備をと書いてますが、どのように行っているところでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）いろいろな施策を行うときに、議員の皆様からよく御指摘を受けるのが、個別の細かい手段といいますか、そういうのをやっているばかりで、町がどっちを向いているのかよく分からないとか、町の方向性がよく分からないとかというような御指摘を多々受けることがございます。交通網形成計画というのは、いわゆる町がどっちを向くかというような方針を定めるものでございます。一旦、町がどっちを向くかを定めた後に、本来であれば個別の施策を修正していきなり、改善していきなりという

のが本来の手法であると思っておりますが、マスタープランを作って、それから個別の計画を立てると、やはり1年なり、もしかしたら2年なりずれてくることになります。ですから、マスタープランを作りつつ、個別の手段も併せて作るという作業をやらせていただくということで、循環バスの見直しの計画の時間短縮というのを図らせていただきたいと、そういうところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここに、平成22年3月に、広島県海田町におけるコンパクトなまちづくりの実現に向けた地域公共交通検討プロジェクトというのがあります。これもアンケートを基に作られていたと思うんです。でも、ここの中の課題の中に、非カバー地域の課題のところ、道路事情により現行ではバス車両の進入が困難な箇所であることから、短期的な施策を実施する場合には、ほかの交通手段を用いての検討が必至となる。で、もう、この平成22年、ここアンケートをとって非カバー地域の全部のアンケートを出しているんですよ。で、あれからもう9年ですよ。それで今、交通網形成っておっしゃってますけども、これにしても然り、それから、海田町総合基本計画の後期基本計画、今4年目、今度5年目になりますが、ここにも東小学校区ですかね、海田東地区のところに、円滑な交通を確保し、活気あふれるまちづくり、円滑な交通を確保するため、町道2号線、国信地区の生活道路の整備、バリアフリー化、生活道の狭さの解消というものが載っております。これも平成28年です。もう約3年経っています。どれもこれも課題はもう以前から分かっておる訳です。その課題が分かっておりながら、今更にまだ海田町地域公共交通網形成計画、これとこの非カバー地域のコミュニティー、例えば、デマンドバスというものとは無関係っておかしいんですけども、全く違うんじゃないんですか、計画は。どうでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）もう一度、再度。交通網形成計画というのは、町の公共交通のマスタープランになります。それは循環バスだけではなくて、路線バスのあり方はこうではないかであるとか、タクシーであるとか、そういったのはこうではないかというような方向性を示すものでございます。議員が御指摘の非カバー地域につきましては、当然、その交通網形成計画の中でもどのように解消していくべきかという議論の一端とはなると思うんですけども、あくまでもそれを解消するための循環バスのルートの見直しとは少しちょっと、いったんちょっと切り離していただいて、それを解消するために、

今個別の手法である循環バスのルートの見直しによって、何とか来年度に向けて解消を図らせていただきたいというところで進めさせていただいているところでございます。ちょっと時間が掛かっているという御指摘については、大変申し訳ないと思っておりますけれども、早期の実現に向けて、今、進んでいる途中でございますので、御理解いただきたいとそういうふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そうですね、今おっしゃったように、海田町地域公共交通網形成計画というのは、この度アンケートを取られましたよね、海田町でも。31年の1月までっていうことで、そのアンケートの内容、やはり、JR、それから路線バス、コミュニティバス、タクシーと、今言われるように、交通的なもののアンケートを取られています。実際、そのアンケートを取って、今この業者をお願いしている訳ですけども、このアンケートの結果、はっきり言いまして、今、私、ここに府中町の間接報告を持っています。それと、今、素案が府中町ではできています。それ、ほとんどアンケート内容は同じでした、海田町と。そして、その素案、中間報告、素案というものがここできていますけれども、見たんですが、ほとんどこの22年の3月のものとあまり変わらないんですね。22年3月は、非カバー地域の主にアンケートのものをしてますが、今度のこれは海田町全部の趣において交通、タクシーとか路線バスとかJRとか、それぞれの全部の統括のアンケートですが、それぞれに対しての課題というものを述べられてました。ですから、あれを見ても、実際、同じとは限りませんが、その素案を見ても、課題のところまでは行きつくけども、その課題はこの22年と全く変わってないんですね。だから、課題までいったからといって、じゃ、それをどうするかといって、並行してやりますというんだったら、もう見えてる課題はこれと並行しなくても、先に進めることできるんじゃないですか。この計画を立てても、計画倒れですよ。計画だけで、こうです、こうです。JRだったらこのくらいの、タクシーに乗る率はこのくらいです、路線バスはこのくらいの割合です。しかも、この22年のときに、年齢が60歳でなってますが、あれから9年です。国信、はっきり言って70、75がほとんどですね。それだけ高齢化してきてるんです。それと、非カバー地域も三迫、国信だけでしたけども、やはり皆さん高齢化してきていますから、どんどん増えてきてます。だから、それを考えると、この海田町地域公共交通網形成計画というのは、全く、今、非カバー地域とか困っているところの空白地帯のところなんかとは全く別物じゃないかと思うんですが、もう一度、それを答弁お願いします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）町長答弁にもございましたように、交通網の形成計画の中で具体的なことを書くものではないので、おっしゃるように、網計画の中で明確にこの手法をもって何をするというものではないので、そこについては議員さんのおっしゃるとおりだと思うんですけども、ある一定の方向を定めて個別の手法を立てていくというところについての町のスタンスは、それをやめてこっちにしろという御指摘だろうと思うんですけども、それについては、このまま引き続きやらせていただきたいと思います。スケジュール的などにつまみしても、本年度、循環バスの見直しの計画を作って来年度やるというこのスケジュールについては、網計画を作る作らないにかかわらず、そんなにその差は出ないものと、私ども考えております。今、網計画を作って並行してやっておりますので、網計画をやめたからといって、著しく循環バスの見直し計画は、じゃ、2月、3月にできるかという、それはなかなか難しいんじゃないかと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この地域公共交通網形成計画策定業務が、来年の、一応、入札では3月までになっていますね。398万か。その入札が3月までになっていますけども、では、これと並行してするという事は、来年度というのは、来年度のいつ頃ですか。4月ですか、5月ですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）網計画にしても循環バスの見直し計画にしても、今年度末までに策定する予定で進めておりますので、計画ができて、じゃあすぐ4月に、今までもほかの議員さんのところで答弁しておりました車両の切り分けであるとか、小型車両の導入が、じゃあすぐ4月にできるというものではないと考えております。計画を作って、それを公共交通会議なり、議会の皆様に承認していただいた後、しかるべき許認可であるとか、車両の購入であるとか、一定の期間があるものと考えております。いたずらに時間を遅くしようとかそういうのではなくて、ある一定の期間がどうしても生じるものでございます。最善を尽くしてやっていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）やはり、並行すると言いながらも、やはりこの交通網形成計画策定業務が

終了しないとできないということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）町長答弁にもございましたように、本来であれば、町がどちらを向くかという方向性があるというのがスタンダードだろうと思っております。ただ、それをやると、やはり時間が掛かるので、それをセットでやらせていただきたいというところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）町長は、15年経ってもこの問題がずっと解決しておりません。この問題、今、先ほど課長の方からいろいろありましたが、町長として、この問題をどのように考えられてますでしょうか。お答えください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これまで、議員、御指摘のとおり、長年、非カバー地区があったということは事実でございます。これにつきましては、早期に我々も改善したいということで、この度なるべく短縮して非カバー地区をカバーしようとしているところでございます。これにつきましては、大変申し訳なかったとは思いますが、一刻も早くこの見直し計画を立案しまして、来年度の早い時期に非カバー地区をなくしたいと考えておりますので、また御協力の方をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）だから、やると言っているんですね。大江議員。

○5番（大江）いい回答でございましたけども、私は町長に意見をお聞きしたいんですけど、お願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）私の意見としては、課題解決に向けて進めるというのが当然のことだと思います。私が就任して、まず1地区の非カバー地区は解消できました。あとの二つが残ってきた。だから、先ほど、何年も掛かると言われましたが、そういった形で少しずつ改善を図る方向に動いておりますし、課題解決が一度にできるという条件が揃うまで解決しない方法を取ればそれだけ遅れてきとる訳です。だから、できるだけ具体的にその施策課題解決ができる方向ができた段階で、一步ずつ前に進む施策をとってきているというのが現状でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）もう随分前から、いろんな課題がもうはっきり目が見えてるのに、随分、

こういう計画、計画だけをずっと立ててきて、課題は見えてははっきりしてることに關してでも全く動きが見られませんでした。ですから、今、来年度早期にということなので、それを期待して終わります。

○議長（桑原）11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。農薬問題と学校給食への安全な食材提供について、3点についてお尋ねいたします。

まず、1990年初頭、ヨーロッパ諸国でミツバチの大量失踪が問題となり、その後の研究で、2012年にハチの大量失踪はネオニコチノイド系農薬が主原因だと分かってきました。以降、ネオニコ農薬と呼びます。このネオニコ農薬は、有機リン系に代わる農薬として90年代に開発された殺虫剤で、虫にはよく効くが人には安全、無臭無色で環境保全型であると宣伝されてきましたが、1、浸透性が強く、散布されると、根、葉、茎、果実に浸透し、洗っても落ちない。2、地中に長期に残留し、河川の汚染を引き起こす。3、神経伝達系アセチルコリンの受容体に結合し、アセチルコリンを介した神経伝達をかく乱する神経毒性があるという危険な特徴があります。ネオニコ農薬はハチだけでなく昆虫、両生類、鳥などへの生態系への悪影響が確認されています。人体への影響、とりわけ子どもへの影響が懸念されています。日本でも、今年6月12日に、環境化学討論会の口頭発表で、北海道大学の研究チームが、母親が食べ物から摂取をしたネオニコ農薬は胎盤をすり抜けて胎児にも移行することが報告されました。海外では、ネオニコ農薬使用に厳しい規制が行われています。ところが、日本では、ハウレンソウでは3ppmから40ppmへ、シュンギクとレタスでは5ppmから10ppmへ、イチゴは3ppmで、EUの60倍、お茶の30ppmに至ってはEUの600倍に変更されるなど、残留基準値は海外と比べて格段に緩くなり、現在、EUやアメリカなどで排斥されたネオニコ農薬が日本の国内では水稻の虫害予防や除草剤として大量に販売されています。1、町長は、ネオニコ農薬についてどのような認識をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。発がん性が疑われ、全面禁止や輸入禁止の措置が取られている国が増えているなか、ネオニコ系農薬グリホサートの残留農薬が検出された市販食パンや学校給食パンが使用されています。2、学校給食パンの安全性の確保はできておりますか。3、TPP、日欧EPAや日米FTAなどの協定により、国内の小麦が大幅に減少すると予測されております。この協定が小学校給食に与える影響と対策をお尋ねいたします。

2番目に、子ども医療費助成制度の拡充について。子どもの医療費助成制度の対象年

齢を、通院は小学校3年まで拡充されましたが、拡充をどのように評価されているのかお尋ねをいたします。本町は一部負担金があるため、子どもの人数が増えるほど医療費負担が増えます。また、所得制限もあり、一部の子どもたちが当制度を利用できません。依然として、一部負担金や所得制限撤廃を求める声は強くあり、この声に応えるべきです。また、一部負担金と所得制限を撤廃した場合の所要額をそれぞれお示しください。本年7月現在、全国で高校卒業までを対象にしている市町村は、通院は541、入院は1,082に上ります。通院医療費の助成は子育て施策の重要な柱の一つです。別紙の広島県の市町の福祉医療費の公費負担制度の一部負担金の状況を見ても、海田町が町長の活動報告ナンバー2に書かれている乳幼児等医療費助成制度拡大と言えるようなものではないと思います。通院の対象年齢を中学校3年生まで拡充を求めます。また、ひとり親家庭医療の一部負担金500円も、重度心身障がい者医療と同じように無料にすべきだと思いますが、見解をお尋ねいたします。一部負担金を撤廃した場合の所要金額をお示し下さい。

3番目に、道路のバリアフリー化について。国土交通省は道路空間のバリアフリー化を推進するとしていますが、全ての利用者が歩きやすい道路の計画と整備は重要な一方で、市町村が重視をする道路施策の中でも、防災や渋滞対策と比べて優先順位が低いといわれております。駅と公共施設などを結び、多くの高齢者や障がい者、ベビーカー利用者ら、要配慮者が多く行き交う空間を特定道路に指定し、約1,700キロメートルのうち、今年3月時点で約8割が整備完了しました。今年の7月に、更に約4,447メートル延伸しバリアフリー化になる推進をしています。しかし、内閣府が行った意識調査では、全ての利用者が歩きやすい歩行空間のデザイン、ユニバーサルデザインに対する満足度は低いことが分かりました。市町村が重視をする道路施策の中でも、バリアフリー化は順位が低く取組にばらつきがありますが、直近のバリアフリー基本構想の策定は1,700の自治体のうち467自治体で、海田町も含まれておると思います。1、海田町もJR海田市駅周辺地区の道路、ちょっと見にくいんですけども、別紙にありますけれども、ユニバーサルデザイン化の整備状況と他の箇所の整備計画はどのようになっていますか。2、消えた横断歩道や道路舗装のひび割れ箇所が多数あります。それらの対策と修理、補修計画はどのようになっていますかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の1点目の2番目と3番目については教育委員会から、そ

れ以外については私から答弁いたします。

まず、農薬問題と学校給食への安全な食材提供についての質問でございますが、ネオニコチノイド系農薬に対する認識については、国において定める食品中の農薬残留基準は国内及び国際基準等を踏まえ、食品の摂取に伴う農薬の1日摂取許容量等を超えないように設定されているものであることから、食品の安全性確保の観点から適切なものであると国が判断しているところでございます。国が登録した農薬について定期的に評価を行うとともに、安全性に関する重要な知見が明らかになった場合には、定期の評価を待たずに随時評価を実施することとなっておりますので、国の動向を注視してまいります。

続きまして、子どもの医療費助成制度の拡充についての質問でございますが、初めに乳幼児等医療費助成制度については乳幼児等の健康保持と健やかな育成の観点から重要な施策と考えており、平成30年1月から通院の助成対象年齢を小学校3年生までに拡大いたしました。対象年齢の更なる拡大等に当たっては、一般財源を要することとなり、継続的に財源の確保が必要となります。そのため、現在、進めている子育て支援策全体が、子育て家庭のニーズに応え、本来必要な資源となるよう、総合的に検討をしております。また、一部負担金を撤廃した場合の所要額は、平成30年度実績の試算で、年間約1,900万円、所得制限を撤廃した場合については昨年度実績の試算で年間約420万円でございます。次にひとり親家庭の支援については、生活や学び、仕事などを総合的に支援するため、母子父子自立支援員を配置し、各種相談に応じています。ひとり親家庭の医療費助成については、助成対象を高校卒業までの児童生徒のいる世帯全体として、自立に向けた支援策の一つとしております。一部負担金については、持続可能な制度としていくためにも撤廃することは現時点では考えておりません。また、ひとり親家庭の一部負担金の撤廃した場合の所要額は、平成30年度実績の試算で約230万円でございます。

続きまして、道路のバリアフリー化についての質問でございますが、1点目のうち、JR海田市駅周辺地区の道路については、海田市駅南口土地区画整理事業区域内は、当該事業により、ユニバーサルデザイン化を図りました。今年度は駅南北の線路沿いの町道に視覚障がい者誘導用路面表示の設置を行い、残り部分については、引き続き整備を行ってまいります。また、県道部は、管理者である県に早期の整備を要望してまいります。次に、JR海田市駅周辺地区以外の箇所については、整備計画は作成しておりませんが、今後も新たに歩道等を整備する際には、ユニバーサルデザイン化を図ってまいります。

ます。2点目については、消えた横断歩道の塗替えについては、今後も引き続き、管理者である公安委員会に適宜要望してまいります。道路舗装のひび割れ箇所については、住民の方から連絡を受けた場合や、道路パトロール等において不具合箇所の修繕を行っております。また、定期的に舗装点検を行い、損傷度の高い箇所から計画的に全線的な舗装修繕を図ってまいります。

それでは、1点目の2番目と3番目については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。学校給食パンの製造に使用されている小麦については、農林水産省が残留農薬等の分析を行い、基準を満たしたものを広島県学校給食会が購入しており、安全性は確保できているものと認識しております。3点目の、国際間の協定により国内小麦が大幅に減少した場合の対策についてですが、現在、町内の小学校ではパン給食が週1日実施されている状況であり、万が一、国内小麦の減少によりパンの供給が難しい状況になった場合には、米飯又は麺類等の提供が考えられます。その際は、広島県学校給食会と連携協議の上、対応してまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、今のこのネオニコチノイドのことなんですけれども、最近いうんか、特に近年、大きな問題で、こういうふうな農薬を使った食物いうんか、そういうふうなものが、発がん性の物質として食品から検出されたというふうなことで、国が安全対策をとっているからと言われるんですけれども、今の、どういうんですかね、海外では規制が厳しいんですけども、日本は、逆に、海外よりも規制を大幅に緩めてそれを輸入をしていると、というふうなことがある訳なんですけれども、それについて、なかなか、保健センターの方だったら、認識があるんかもしれないんですけれども、ちょっと分かりづらいと思うんですけれども、保健、部長はその辺のところはどういうふうな認識を持っておられますかね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かにヨーロッパの方では、いろいろネオニコチノイド系の農薬、輸入禁止、使用禁止しているところも多々あるとは承知しております。ヨーロッパと大きく違うのが農薬の散布方法と聞いております。畑一面にばらまくとか、そういったことは日本ではないので、そういった影響が少ないだろうというふうに言われておるところで

ございますが、農薬取締法の一部改正によりまして、この令和2年4月に施行される訳でございますが、再評価制度というのもございます、もう一度評価するということが、国から聞いております、このネオニコチノイド系の農薬について、5種類ほど再評価するというふうな話を聞いておりますので、この動向を注視してまいりたいと考えています。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）まあでも、このネオニコチノイド、グリホサートといわれる、商品名は、どういふ、別の名前で売られとるんですけれども、ものすごく良く効く農薬だということで、当初、特許を取ったんですよね。ある程度、期間があつて、その期間は特許で、日本だったら、ある会社が何とか化学という会社が作りおったんだけど、最近、10年とか何とかいう特許期間があるんだけど、それが切れて、いわゆるジェネリックのような形になって、大量に市販をされておると。それは、日本ではまだ規制、どういふん、規制はされていないいふんか、誰でも購入できますよと。殺虫剤の役目もする訳ですから、特に稲作とか何かだったらカメムシや何かだったら抜群に効くと。でも、残留農薬があるから、それを使った小麦製、パンとか何かに、大手の業界のパンでも残留農薬が一定程度出てくると。これは危険ですよというふうなことで、だから、学校給食なんかでもそういうふうなパンは使ってはいけませんとならにやいけんのだけど、まだそこまで規制はないみたいなんだけども、このことについて、どういふふうな認識を持っておられるかということなんですけども。だから国の基準が安全だ、基準以内だから大丈夫というふうな問題もあるんかもしれんけど、国の基準そのものも、ものすごく外国と比べたら緩和をしとる訳なんですよね。ヨーロッパとかアメリカはこれを禁止をしておるから、それはそういうふうな散布をした農産物は使用できない、その分ははいじゃどうすればいいんかというたら、それを日本に輸出をしようと、で、日本で使おうというふうなことになるとる訳なんですよね。だから、その辺の認識いふんか、それをお伺いしとるんですけれども。やっぱり、今のこの、それを使ったパンを親御さんが食べて、それが今度は胎内で赤ちゃんに移っていくいふんか、赤ちゃんに蓄積をされると、そういうふうな問題が今大きくクローズアップされとる訳なんですよね。だから、その辺のところの認識をどういふふうにして持っておられるのかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽） こちらの基準の方ですが、国内基準はもちろんWHOの方でも禁止されとるものでもございません。先ほど申し上げました農薬取締法の改正によりまして、再評価するといっておると申し上げたんですが、これを待たずにですね、町長答弁がありましたように、安全性に関する重要な知見が明らかになったときは、また随時の再評価を行うというふうに国の方も申しておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） ちょっと、この問題、分かりにくいいうんか、今からの問題みたいなどころもあるから、それは注視をお願いいたします。それと、今の特に学校給食で使うパンですね、1週間に1回だからということなんだけど、1週間に1回でも今のこの広島県学校給食協会によると、パンはアメリカ産、カナダ産の小麦のものを使用しているというふうなことを発表しとるらしいんですけども、それで、この安全性はそれで担保できるのかという問題があるんですけども、なかなか、今のさっきのような分かりにくいところがあるんですけども、国の基準そのものがものすごく緩和をしとる訳ですから、その中で今の大手のパンメーカーいうんですかね、ああいうふうなところのパンからも残留農薬が検出されとるといふような結果が出ておるんですけども、これについて、やっぱり週に1回だから大丈夫、大丈夫というのがちょっと聞こえてきたんですけども、週に1回だからとか、あれや、市販されとるパンを親が食べて、それを子どもさんに、どういうん、残留農薬が入ってくるというふうな状況が確認されとるといふような中で、教育委員会としてどういうふうな対応を取られるんかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） 先ほどの答弁に対しまして、週1回だからパンはいいじゃないかというものではございません。安全基準そのものを満たしているので、現在の国の基準に満たされた小麦によって作られたパンの提供は大丈夫であろうというふうな認識を持っているというところでございます。対策という部分につきましても、国の明確な、先ほどもありました評価等の変更があった場合には、当然、輸入規制等も行われたり、基準の切替え等があって、購入そのものが難しくなるということが想定されますので、その折には教育長答弁の中にもありましたように、広島県学校給食会の方と協議をしまして、別添での対応ということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）先ほども何回も言うんですけど、この国の基準そのものが大幅に緩和をされた訳なんですよね。そういうふうな中でこの輸入小麦とか何かはどんどんどんどん入ってくると、で、国内のそういうふうな小麦そのものはだんだん作付面積とか生産量が少なくなってくる訳ですからね、だから、そういうふうなところの対策いうんか、そういうふうなのをしっかりとお願いをいたしますというのと、今の、基準内だから大丈夫だというふうな言い方を国もするんだけど、でも、以前いうんですかね、2017年には、アメリカの基準に合わせて5ppmから30ppmとこう、どういうん、緩和をしたんですよね。その中で、緩和をした中で基準内ということは、以前は、それ以上の残留農薬を使ってはいけませんよというのがあったんだけど、今はそれでも大丈夫ですよと、そういうふうな基準になってきた訳なんですよね。だから、以前は危険だったけれども、今の基準は緩和をされたから、以前、危険だったものは今は大丈夫ですよと、そういうふうな関係になってきた訳なんですよね。だから、基準内だから安全だというふうな認識そのものいうんか、だから、そういうふうな国が言うところから、基準の中で大丈夫だというふうな、じゃなくて、その基準そのものが緩和をされて、以前は禁止をされとった、基準外だったものが今は基準内になってしまったというところが大きな問題だと思うんですけど、やっぱり、その辺のところをしっかりとこの、どういうふうな基準、基準そのものも、ものすごく厳しい基準じゃない訳なんです。ものすごく緩くなった基準の中で、そういうふうなものをしとると。で、このいろいろな髪の毛とか、そういうふうなところからもこの農薬が、残留農薬が出ておるというふうなことが実際に分かってきておる訳ですから、そういうふうな対応いうんか、そういうふうなことをしっかりとね、やっぱり、今の、どうしても県内産だけとかいうふうな食材の方法はなかなか難しいんでしょうからね、やっぱりそういうふうなところもしっかりと、やっぱり、この学校給食協会とかそういうふうなところもしっかりとね、意見を上げてもらいたいんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）給食の材料につきましては、国レベルでのお話、また県での学校給食会との連携の上での話になりますので、もちろん、子どもの口に入るものですから、これまでの食品公害等のことを踏まえますとね、子どもに安全が確保できているものを提供するというのは当たり前の話だと思っております。今後も国レベルの話ですので、情

報収集に努めて対応してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）しっかりと情報収集いうんか、今の、なかなか私たちは情報収集いうても、いろんなところの団体さんとかから意見を聞いたりネットで見ると見るいうふうな格好しかできないんですけど、ネットや何かにもものすごくこのことは、御存じでしょうけど、いっぱい出てますから、危険性とか何か、いろんなところで講演会とかやられておる、危険性がいっぱい出ておりますから、しっかりと情報収集をお願いいたします。

それと、医療費の、子どもたちの問題なんですけれども、今までずっとこの中学校まで通院をやってくれというて、ずっと今までいろんな議員が言ってきて、ようやく小学校の3年生までということになったんですけども、ちょっと表を付けておるんですけども、広島県でこの医療費の問題で海田町がどの位置にあるかという表なんですけれども、ちょっとこれ、小さくて見にくいんですけども、そんなに上の方じゃない訳なんですよね。むしろ、どういうんですかね、下の方の部類に入っておるんですけども、それも去年の1月からやっと小学校3年生までになったと。23市町ある中でかなり下の方、下の方言うたらおかしいんですけどね、そんなに制度の拡充してない部分で、町長はこの前の選挙のときのニュースやなんかで、拡大をしましたと胸を張っておられるんですが、なかなか胸を張るようなちょっと状況じゃないと思うんですけども、この状況について、このほかの市町と比べて、そんなに高くないというふうな状況について、拡大をしても高くないというふうな状況についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）議員御指摘の広島県内でも低いのではないかと御指摘ではございますが、海田町の方では様々な子育て支援策の一つとして、小3までに、平成30年1月から拡大をさせていただいております。近隣市町でその状況を競うのではなく、あくまでその部分については国で議論されるべきものとは考えておりますが、海田町では様々な子育て支援策の一つとして、現状、小3まで拡大させていただいております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）先ほど言われましたように、本当やったら、国がするべきなんですけども、国がなかなかしないから、どこの自治体もそれぞれの財源で補助するんですけども、いろいろ総合的に施策を組んでおると言われるんですけど、どこの自治体も同じような格好で総合的にはやりよる訳なんですよね。ほかのところはこれだけで、海田が、ほかの自治

体はほかの施策はやってないようなことはない訳ですから。でも、ここの部分だけを見たら、そんなに進んでないように思えるんですよね。だから、やはり今のこの町長が、子育てとかそういうふうなことに頑張っておられるんですけども、やっぱりこの部分ももう少し小学校3年生までにこの前だったんですけども、やっぱり中学校卒業するまでとか、高校卒業するまでがベストなんだろうけどもね、なかなかそこまではいかないんですけども、それとか、一部負担金、この一部負担金をやめとる自治体も以前はこんなじゃなかったんですけども、結構、やめとる、取らない自治体がある訳なんですよ。だから、そういうふうなものも考えて、やはり、もう少し子育てがしやすいいうんか、今の500円にしても、子どもが増えりゃ増えるほど余計掛かる訳なんですよ。だから、そういうふうなものも踏まえて、やはりこういうふうな拡充を更に考えるべきじゃないかと思うんですけども、その辺の御見解をお願いいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 議員、言っていております年齢の拡大、それから一部負担金の免除等につきましては、先ほどの町長答弁もございましたが、拡大に当たりましては一般財源を要することとなります。継続的に財源の確保をしていかないとこの制度が持続してまいりませんので、やはりそのため現在進めさせていただいております、例えばかいた版ネウボラであるとか、待機児童対策、総合的に子育て支援策全体がニーズに応じて、本来必要な支援となるように総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 財源、お金のことはどこの自治体もそうなんですよ、それは。だから、いわゆる優先順位いうんか、どこに重点を置いて町政を運営するかというふうなことになってくる訳なんですよ。だから、それをそういうふうなお金が掛かるからどうのこうの、そういうふうなことを言い出したら、そりゃ、全てそういうふうになってくる訳なんですよ。だから、やっぱり、どこに重点を置くのかとか、そういうふうなことを考えて、ここにも重点を置くとかね。ほかの自治体はどんどん進んどるいうんか、進んどる訳なんですよ。広島市や何かでもずっと長い間、海田町よりも、ちょっと、就学前だったんですけども、2年ぐらい前ですかね、ちょっと上げたんですけども、そういうふうになっても、ずっところ、だんだんだんだん、中学校卒業までを目指して、あるいは高校卒業までを目指して拡充をしていくんですけども、やはり、海田町でそういうふうなことができないというふうなことはないと思うんですよ。だから、今のこの人口がど

んどん増えるというふうな中で、やはり、そういうふうなのも一つの施策としてあるから、人口も増えてくるし若い人たちも増えてくるというふうな格好になってくる訳ですからね、やっぱりその辺のところ加味をしてですね、やはりそういうような病気になっても、で、海田町は結構病院や何かも多い訳ですからね、そういうふうなのを加味して、健康な、健やかに育てるような町なんだというふうな、どういうんですかね、売りいうたらおかしいんですけど、やっぱりそういうふうなものを含めて、町政運営いうんか、こういうふうな問題もやってほしいんですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 確かに議員、言っていた、どこに重点を置くのかということ、本町といたしましても、今、マンションがたくさん建っていたりということで、子どもの人口も急激に今増えております。そのような状況の中で、子育て支援策全体を考えていかないといけないという状況でございますので、どこに重点を置くかということ、しっかりと検討いたしまして、競うということではないんですが、他の市町の動向もしっかりと確認をしながら、総合的に検討をしてみたいと考えております。

○議長（桑原） 執行部の方をお願いをします。議長を呼ぶときに、はい、議長というように声を掛けてください。どっちを見ていいかわからないので、よろしく申し上げます。岡田議員。

○11番（岡田） その中で、ひとり親家庭の一部負担金が海田町は取っておられるんですけども、その上の、重度心身障がい者が、海田、府中、広島は取ってないと。で、今のこのその下のひとり親の分は取って、それで、これを取らなかったら、230万円を町が取らなかったら230万円を負担をするということなんですけれども、今、取つとるといのは何か理由があるんですかね。本来だったら、当然、取らなくても済むような方策がいいんでしょうけれども、取っておられるというのは、何か、特段の理由があって、こういうふうになつとるんか、これ、別にもものすごく大きな金額じゃないと思うんですけども、その辺のところは何か理由があるんでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） ひとり親家庭の一部負担金につきましては、当町では県制度の助成の範囲の中で一部負担金をいただいております。理由といたしましては、先ほど町長答弁もございましたように、ひとり親家庭の支援ていいますのは、やはり、ひとり親家庭が自立していくための支援の一つとしてこの医療費の助成も行っている

ことから、持続可能な制度としていくということもありまして、一部負担金をいただいている状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）普通、ひとり親家庭の皆さんやったら、そりゃ、大変だと思うんですね。だから、そこに対して、支援をすとかいうふうなことは当然あるべき姿だと思うんですけども。この金額云々かんぬんじゃないんだけども、そんなに大きな金額にもなっていないみたいなんだけども、だから、これ、やろうと思うたら、ちょっと工夫をしたらできるんじゃないかと思うんですけども、そういうふうなことをされるようなお考えはないでしょうかね。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）答弁の繰返しになりますが、ひとり親家庭への支援につきましては、就労への支援、それから養育費の確保に向けた支援、それから母子家庭の方、父子家庭の方への貸付金など、総合的に自立に向けた制度の一つと考えておりますので、一部負担金を撤廃することは考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そんなに大きな金額、何回も言うんですけど、やっぱりこれは無料にすべきだと思いますけれども、その方向で努力をしてもらうようお願いいたします。答弁はなかなかあれでしょうから、いいですから。

それと、今の道路のバリアフリーのことなんですけれども、資料が古いうんかどうかわかるんですけど、駅前のバリアフリーをしとるところの、市町村ごと別の、多分ユニバーサルデザイン化整備状況というのが国土交通省がずっとだした、多分、表を持っておられると思うんですけど、さっきの一番最後に出した、ちょっと見にくくて申し訳ないんですけども、これは町で作って、多分、国交省に提出されたのだと思うんですけども、その整備状況が、去年の3月末時点か、海田町は整備率がゼロになっておるんですね。で、駅から生活関連施設への到達率というのが22パーセントになつておるんですけども、その整備率ゼロというのは、今はほとんど済んだような、何かそういうふうなニュアンスだったんですけど、これはどういうふうなことなんでしょうかね。この資料が古いか、それとも、ちょっとその辺がよくわからないんですけども、今のこの、表いうんか。町が出された特定道路に該当する道路図面。多分、これの整備率のことだと思うんですけども、これが去年の3月末時点で0パーセントになつておるといのが出

てきたんですけども、全然進んでいないということなんではないかな。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回、一般質問に付けていただいたものは、バリアフリー基本構想の中で、バリアフリー化を図るべき道路、いわゆる特定道路を示したもので、今、おっしゃられておりますユニバーサルデザイン化の整備状況という調査物とはちょっと違うものでございます。今回、御質問いただいております図面の部分につきましては、実線になっている箇所については整備が終わっておるもので、点線の部分については、まだ終わっていないということを表したものでございます。町長答弁にもございましたように、区画整理区域内は終わったんですけども、今年度は駅の南北、線路沿いの歩道に点字シートといいますか、視覚障がい者用の誘導シートを設置させていただくというものでございます。そういうことでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃ、駅と、あの近くに公民館なんか建って、公共施設なんかあるんですけど、それを結ぶまあ、どういうん、歩道いうんか、そういうふうなところのユニバーサルデザインのようにするというふうな整備状況いうふうなのはどういうふうになっておるんでしょうかね。まず、あるんかないんかいうのを。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今言われました新しくできる公民館とか、そういったところに向けての全体的なユニバーサルデザインの計画というのは、今、具体的には持っておりませんので、今、課長が言うたのは駅南北の実際に歩道があるところのユニバーサルデザイン化といったことを御説明させていただいておりますので、全体のユニバーサルデザインというのは、現在のところは持ち合わせてはおりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃ、このユニバーサルデザイン化をするための延長道路を5.1キロ、これはどこの部分になるんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）申し訳ございません。一般質問に添付されておった図面は、先ほど申し上げましたバリアフリー基本構想に基づく特定道路のものでございまして、今、議員がおっしゃられた5.1キロというのは通告内になかったもので、申し訳ございません、今、ちょっと手元に資料がございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）私はこの今の整備状況というか、基本構想、これが海田町にある訳なんだけれども、その5.1キロと、今のこの図面ですよ、あれがこうリンクをしとるというか、ような感じを受けたんですけれども、それは違うということなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）ちょっと調査の趣旨が違うものといいますか、制度の趣旨が違いますので、別物になります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この5.1キロというのは、どこの部分になるんですかね。

○議長（桑原）通告から外れたところ、答弁しなくてよろしい。ほかの質問をしてください。岡田議員。

○11番（岡田）それで、消えた横断歩道とかいうふうな道路のこれ、計画的にされるということなんですけれども、随分前から消えとるとか、結構、路面が傷んどるところとかいうふうなのがあるんですけども、定期的にパトロールをするというようなことを言われるんですけども、確かに直つとところもありや、随分、十何年前から全然変わってないところとかいうふうなのがあって、パトロールといっても、車でシュシュッと通ったんじゃ、なかなか分からないというふうなところもあるんですけども、例えばですね、あそこの海田消防署の前があるんですけども、安芸消防署か、安芸消防署から向こうのずっと明神橋、あそこの間の県道の部分になるんだらうけど、道の真ん中にこう筋いうんか、があって、ガタンガタンガタンとなつとると。ああいうふうなところを、前に写真を持って担当の部署に行ったんですけども、町民の人からも、あれ何とかしてくれというふうな声があったんですけども、ああいうふうなところいうふうなのは、結構優先順位でいうたら高い、早く直さなきゃいけないのんですけども、ああいうふうな箇所が何箇所かあって、ああいうふうな、結構メイン道路でもなかなか直らないというふうなのは、何か理由があるんでしょうかね。すぐいうことはないけど、早く直さなきゃいけないのんですけども、なかなか、1か月も2か月も経つてもそのままというふうなのは、どうしてでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、御指摘の県道については、現在、委譲事務において町の方に県からお金をいただいて、その範囲で維持修繕を行っておるんですけれども、当該箇所につ

いては、町が移譲を受けている事務の金額というのがございまして、修繕に係る費用が100万円以上掛かる見込みのものについては、県が直接修繕を図るというルールになっております。今、おっしゃられた箇所については、数も多いですし、一連で補修する必要があるので、県の方に修繕の要望として上げておるんですけども、道路管理者の県の方として今直ちにですね、補修するという判断をなされてないという状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）直ちにいうふうなのは難しいかもしれんけども、やはり、計画いうんか、例えば、今年度末ですよとか、あるいは来年度とか、そういうふうなのが県からの回答いうんかはあるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議員、御指摘のように、海田町としても適切な県道の維持を委譲されておりますので、計画的な舗装修繕を県に要望させていただいておるんですが、今の時点では県から明確にどういう形で修繕を図っていくという回答がございません。今の御指摘の箇所についても、いつやるという回答がまだいただけておりませんので、再度、催促の方をしてみたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あそこらは結構交通量も多いしね、あとは自転車とか何か通るので、危ない言やあ、結構危ないんですよ、ガタンガタンときてね。車やったらそうでもない、脅かす程度なんでしょうけどね。それと、今の消えた横断歩道と言われる箇所がもう結構長い間消えとるとか、で、通学路いうんか、なるようなところで消えとると。で、よく見たら、下水か何かの工事をして、アスファルトを剥いで、またそこにアスファルトを塗って、舗装して、その舗装したとこだけが消えとるが、付けてないというふうな箇所もあって、こういうふうな道路管理、どうなつとるんかなというところも、結構、町内であるんですよ。こういうふうなところ、計画的、計画的いうて言われるんだけども、何年も何年も前から、そういうふうな状況になつとるようなところを計画的いうても、そりゃ、10年計画とか、そういうふうな計画なんか、どういうんですかね、何かこう、計画的言うたら聞こえがいいんだけども、何かあまりやる気がないようなそういうふうな感じに見えるんですけどもね。そういうふうなところというのは、町民の人が言わにゃ駄目なんか、それとも、気を付けて見たら、結構ある訳なんですよ。役場の職員

の人もそりゃ、分かっと思ってんでしょうからね。そういうふうなところの対策いうんか、修繕計画いうんか、それはどういうふうになっとるんでしょか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）横断歩道につきましては、町が引き直しをするものではなくて、公安委員会、警察になりますので、そういった情報があったり、町がパトロールで見つけたものについては、まず地元警察の方を通じて広島県の本部が直すと、塗り直しをすると聞いておりますので、そういった要望を逐次上げているという状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それだったら、何かこう、そういうふうな箇所を上げなかったら、町は見とつても何もしないというように聞こえるんですけども。実際に見ては、多分、みんな、御存じだと思うんですけどもね、そういうふうな箇所というのは結構あるんですよ。だから、そういうふうな箇所を、町が、警察なんなり公安委員会なんなり、そういうふうなのを上げるというふうなことは、されよるんですかね。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）ちょっと繰返しになりますが、町のパトロール等で見付けたものもあれば、自治会要望等で上がったものもありますし、PTA要望等から上がったものもありますので、それはその都度、警察の方に修繕要望ということで依頼の方をさせていただいております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）まあ、しつこいようなんですけどもね、修繕要望を上げとつて、大きなところでも修繕要望を多分上げておられるんだと思うんですけども、それがもう何年もそのままというふうなことになつとるところがある訳なんですけど、何箇所かね。そうなら、じゃ、予算がないんかなというふうなことしか思い浮かばんのですけども、その辺のところはどういうふうになつとるんかないうのがあるんですよ。今の、やっぱり、横断歩道ですからね、歩行者が渡る。横断歩道の前は、歩行者がおつたら車が止まらにゃいけんことになつとるんですけども、横断歩道が消えとるから車も止まらないと、そういうふうな状況、おのずとそうなつてくる訳なんですけども、それを交通事故を防止をするというふうな観点からも対策をせにゃいけんのんですけども、そういうふうなところから、何かこう、いつまで経つても、何年も何年も同じような状況があるところいうふうなところが、何か、言うても、予算がないんかないうふうに思うんですけども、そんなこと

もないはずなんだけど、その辺のところは、今、担当の課長や何かを取り上げていっていくんだと言われたんだけど、何年も前からそういうふうななっとところがあるんだけど、この辺のところの解消いうんか、そりゃ、誰が見ても分かるようなとこなんですよ。だから、その辺のところをどういうふうなことにされるんか、ちょっと、ただ言うて、できんかったらできんという、なんか、答弁が、答えが、回答いうんか、それが出てくると思うんだけど、そういうふうなところはどういうふうなシステムいうんか、こっちが、ここ何とかしてくださいというて、そのままずっと放っとく、できんかって放っとくいうふうな対応はしないと思うんですけども、その辺の対応というのは、言って駄目だったら、時間が掛かりますよというふうな、何か返答があると思うんだけど、その辺の対応というのはどういうふうになっとんでしょうかね。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）地元警察の方に要望して、29年度について、うちの方がPTA要望、自治会要望で補修を要望したものについては、29年度については補修済み、平成30年については一部まだ予算上の都合があってできてないというものがあると聞いております。で、来年度に向けて、その辺について補修をするような要望を、県警の内部の中でそういった措置のお願いを地元警察の方からしていただいとるところでございまして、キャッチボールといいますか、そういった情報のやり取りはさせていただいております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）まず、すぐはできない、1年、2年掛かるいうふうなのは分かるんですけども、それが4年も5年もいうふうになったら、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうな格好になるんですけどもね、やっぱりしっかりと、町としてもそういうふうなことは言っていて、町でできる対策いうんか、そういうふうなものは取ってもらって、やっぱり交通安全とか、この今のユニバーサルデザイン、歩道の段差の問題とか、いろいろなことが、歩道の段差でも、ある程度の段差がなかったら車道と歩道の区切りが付かなかつたらいけないという方もおられるし、ちょっと段差があつたらベビーカーとか何か通れないから、段差はなるべくなくしてくださいというふうなところで、折衷として、いろいろな方式というのは、多分御存じでしょうけど、いっぱいいろんな方式がある訳ですから、そういうふうな方式を採用して、やっぱり、この今のユニバーサルデザインいうんか、障がい者とかあるいはベビーカーを使われる方も、同じように通

れるような方法というのは、今、いろんなことできとる訳ですから、そういうふうなものに考えて取り組んでもらいたいというふうにお願いをしておきます。それと今の、どうしても、しつこいようなんですけれどもね、この横断歩道なんですけれども、やっぱり消えとるということは、先ほど言いましたけど、車にも、車も分からないと、歩行者も前で立っっても止まらないというふうなことがありますから、なるべくだったら、早くそういうふうな改善をね、お願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は11時20分。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。9番、宗像議員。

○9番（宗像） 9番、宗像です。まず、道路ネットワークの整備について質問します。町長は今回の再選に当たり、いろいろと公約を挙げられていますが、その中の一つに道路ネットワーク整備の構築を公約に挙げられていますが、これはどのような構想なのか、明確な説明をお願いいたします。

次に、保育所整備についてでございます。町長は、再選に当たり、町内ではマンションの新築や、新たな宅地の造成などを行われ、それが大きな要因で、特に若い世代の人口が増加していることを強調されています。そのため、子育て世代が増加するので、現在行っているかいた版ネウボラの更なる充実が必要であるとも説明をされておりました。若い世代の安定を図るためには賛成ですが、私も反対しませんし、大いに賛成をしております。しかし、一方では、待機児童対策のために私立保育所の新設も進められております。これも反対するんではありません。当面の定員増のためにはやむを得ないものと思いますし、当然、やらなきゃいけないことだと思っております。しかし、現在住んでいる若い世代の増加は、20年、30年後には一気に高齢化が進むものと、始まるものと思います。保育所整備にそのことを見据えた施策が必要ではないのでしょうか。保育所は、少し前までは町立4か所、私立3か所ありました。昭和50年代半ばにはその定員は800人程度もあり、その後、定員減を行ってまいりました。定員減の多くを町立の保育所で

調整を行ってきたというふうに記憶しております。現在は若い世代、逆に若い世代のために逆に定員増を行っており、その多くを新規の私立保育所で補っています。将来、高齢化が進み、定員調整を行うときに、町立の保育所は1か所しかないために、私立の保育所に負担を掛けるようなことが起こるのではないのでしょうか。そして、私立保育所の経営を圧迫することにもなりかねません。それを防ぐためには、私立保育所の新設だけでなく、町立保育所の増設を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、庁舎の移転、補償のことについて質問します。役場、新庁舎の移転に伴い、現庁舎、すみません、通知では旧庁舎という書き方をしておりました、の東部連続立体交差事業で支障となる広島県との移転補償交渉は、今後どのようなスケジュールで進んでいくのでしょうか、お答え願います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、私の公約である道路ネットワークの整備の構築についての質問でございますが、私が考える構想は、山陽自動車道、広島空港へのアクセス強化、地域間の連絡強化、渋滞の解消等を図るため、東広島バイパス、広島南道路、県道矢野海田線等の広域道路ネットワークの整備を促進するとともに、広島市東部地区連続立体交差事業に併せて、関連する都市計画道路の整備と、その他、町内の都市計画道路の整備に取り組み、町内各地域が道路ネットワークで結ばれることで、将来にわたり、暮らしの安全安心の確保と生活の利便性、快適性などの住民の暮らしやすさの実現を図っていくこととさせていただきます。こうした道路ネットワークの構想は、一朝一夕に実現するものではございませんが、一つずつ着実に実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、保育所整備についての質問でございますが、現在、マンション建設などによる子どもの人口増や女性の就労率の増加また令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、保育所も幼稚園も入園児童数が増加しております。待機児童対策として、公募により、民間事業者による整備運営を行っており、併せて町立保育所の受入児童数を増やして対応を行っているところでございます。今後、不足が見込まれる教育・保育施設の整備については、公立で行った場合、整備や運営に係る費用及び無償化された保育料について国や県からの補助がなく、町による財政負担となります。そのため、国や県からの補助等を継続的かつ安定的に受けることができる私立による整備を行いたいと考えております。加えて、長期的な見通しを持った教育・保育体制が維持されるよう、

子ども子育て支援事業計画において定員を設定し、海田町子ども子育て会議に図りながら、私立の運営に影響が出ないように、教育・保育事業を進めてまいります。

続きまして、庁舎の移転補償についての質問でございますが、今後の移転補償のスケジュールにつきましては、町で策定した新庁舎の実施設計図書を県に提出するとともに、補償の算定に必要な資料やデータを県と調整しながら提供いたします。その後、県において、物件調査等を取りまとめ、町に示される予定であり、町としてはその調書により補償範囲の確認を行います。その確認後、県で補償額を算定し、町へ掲示されることとなりますが、その時期は令和2年度以降となると伺っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それでは、まず庁舎の問題からいかさせていただきますが、庁舎の分で、具体的なスケジュール、要は令和2年度以降になるというのはこの前も説明を受けましたし、今日も町長の第1答弁にございましたが、具体的にどのようになっていくのか、どのような段取りを踏んでいくのか、分かるような説明をお願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）補償金算定のスケジュールでございますが、町長答弁にありましたとおり、まず、町で策定をいたしました実施設計図書の資料の提供を行います。その後、県において算定に必要な資料を町からも提供をして、それから、県の方で積算を行うと聞いております。ただ、海田町役場の場合は、建物も大きゅうございますし、特殊な機器があり、積算に時間が掛かることが見込まれるということで、具体的な時間の方はまだ未定というところでございます。そこで、金額の提示については次年度以降というところが見込まれているというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、公共補償の場合、必ず一般補償との金額比較をやりますよね。それ、間違いはないですか、どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）公共補償においては、一般補償基準と公共補償基準、両方を算定の上で計算されるものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その場合に、一般補償基準でいう算定のためには、現場に調査が入らなきゃいけません。これ、現場調査はもう終わっているんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）正式な積算につきましてはこれからでございますけれども、現地調査の方につきましては、これまでも協力をしながら行っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）もうほいじゃ、現庁舎の関係の補償に関する図面調査、図面というか、図面自体はもう出来上がっていると見ていいんですね。今の言葉だと。本来は、図面にはかって、全部の建物一戸一戸、例えば、この議場でいえばこの机がどういう材質を使ってどうのこうの、現場で調査をするはずなんです、それは終わっとるという考え方でよろしいんですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県の方からは、今年度はその積算の単価の置換えと、あと、設備についてまだ調査ができてないところの調査を行うというふうなスケジュールを聞いております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私、さっきから確認しとるんよ。実際に現地でその確認はして、今の、だから、メインのところです。単価を置き換えるということはもうこの建物や何かの外観調査、内部の寸法調査なんか全て、全てというか、新しく入れた複雑な機器、増えたもの以外の本体の方の、じゃあ現場調査は、終わっとるというふうに理解していいんですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県の方でどこまで算定の方が進んでいるかというものは把握できておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）いや、何で。県のことを聞いとるんじゃないんですよ。現場に調査が入ったんですかと聞いているんです。入ったのを確認しているの。これ、東部連立の担当部署、負担金出してますよね。調査の負担金、今までに出しました、そのための。当然、それがあれば負担金として請求があるはずですよ。だから、一番確認したいのは調査が終わっているかどうかだけ、メインのね、細かいところは別です。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）負担金の方は支払っております。ですから、全てでないにしても、

何がしかの調査には入っとるということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かりました。それならば、確かに単価を置き換えるだけで済むかもしれないと思いますが、ただ、まだそれ以後に多分何年か前だろうと思います、僕の記憶、あんまりはっきりしてないんで、この最近ではないと思いますが、その間に増えたりしたもので、現場調査入らにゃいけんですよ、必ず、そのための。一度は。例えば、電算にしても入れ替えてあるはずだと思いますので、そういうものの移転費用が必要になってきますから、現場に入らにゃいけんが、現場がまだそれは追加で入って、それから報告が上がるまでには、最低でも1、2か月は調査だけでも掛かるはずだと思うんですが、まず、その発注は県の方はしたという報告は受けてますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県から聞いている話につきましては、今年度、海田町役場、現庁舎の機器についての調査を行うということを知っているということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ということは、その調査が終わって、その数字が出ん限りにについては、絶対に補償金の内示はあり得ないということに理解していいですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員の仰せのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それから、本来、公共補償というのは、建てる前に、最初に位置等の交渉を行い、建物をどういう建物を建てるかというのは、交渉を行ってからでないと、普通、公共補償の、通常の場合ですね、ですよ。うちは、先に町が建てることを決めた後から、公共補償でやりましょうという話になってますよね。本来であれば事前に移転先とかいうものを、お互いに協議して、場所を確定して、合理的に移転先と認められて初めて移転することにし、それから設計をし、それから、それに伴う補償金を算定する、どこまで、ほいじゃあ機能を移転するかいうのを、事前に、本来はやって、補償金の算定に入るべきものなのに、うちは今逆になっていることと僕は思うんですが、それに間違いはないかどうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県の方からは、海田町において、移転先として決定した経緯について

の資料提供の方は求められておりますけれども、それでもって、補償の算定の順序でありますとか、そういったものは説明の方は受けておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）補償の担当部署で、よう分かる人、答弁してください。多分、基本的な考え方、その考え方でいいんですよ。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ということは、既に、うちは逆転をして、先に建物が建つことが決まってしもうとるんで、これから、今から初めてこの設計金額が出たので、今からテーブルに上がって、広島県がその中身を再度積算をし直して、そのうち、移転に必要なものを、今度うちと協議を、その中で移転に必要なものを協議してくると思うんですが、それが今から始まるものと考えていいんですよ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）補償の算定におきましては、これまで事前の調整は行った部分もございますけれども、正式には、その事業認可がおりて、それから、正式に算定ということでございますので、これから算定が始まるというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、今から、テーブルに、初めて上がるんですよと聞いているんです。そのとおりじゃないんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ということは、今から、あれでしょ、向こうが、県が積算し直すのに、最低でも、昔、僕がやりよった経験で言うんじゃないですが、3か月は絶対掛かる訳ですよ。向こうがね積算して、数字が、全体の数字が間違いないいうてチェックするのにね。それから、その上で初めて、今度は、何が移転が大事ななんか、契合してやるんかどうかわかりませんが、極端に言えば、本庁は多分持ってきてくれるじゃろう思うんです、機能の中でね。附属の教育委員会はどうするか、保健センター付けてくれるんかいうのを、そこからやり取りをやる訳でしょう。ということは、令和2年度の当初いうか、それを

やるだけでも何か月か掛かるでしょう。で、これは僕が広島県に出向しとるときに、実際、用地買収するときにあったんですが、2億を超えた場合、補償金が、確か当時は2億円超えた場合には、国交省の中国地方建設事務所です、あそこ中国地建と協議をしなきゃならなかったはずなんです。その協議だけでもたしか当時3か月掛かりよったんです。今はどうなんか知りませんが、その辺も含めたら最低限、今からどんなに早くても6か月、協議も積算協議、それから地建への協議なんて考えたら、最低でも9か月で多分済む問題じゃないと思うんですよ。ということは、令和2年度と町長は言っているけど、令和2年度は無理じゃないですか。どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）事業認可を受けて、県とも補償に関する協議の方も行っておりますけれども、その協議を踏まえまして、先日の特別委員会においても額の提示については令和2年度以降になるというふうな答弁をさせていただきましたけれども、議員、御指摘のとおり、額の算定には相当な時間が掛かるものというふうに認識をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、私が一番言いたいのはね、僕は自分の体験上、理屈は分かっています。皆さんに説明するのに、令和2年度になったらすぐ答えがもらえるような説明の仕方に、説明に聞こえる。これをきちんと、今みたいな説明をして、申し訳ない、こういうふうに時間が掛かります、だから、何ぼ早うても何か月以上掛かりますけん、それは御理解くださいという説明をきちんとすべきじゃないんですか。で、手順についても、こうこうこうで本来こうなんです、うちは現在逆転をしています、そういう説明全くなしで、だから、ほかの議員さんなんか、早い人なんかだったら、もううちが契約済ましたらすぐ補償金の内示を受けるんじゃないかいうて誤解をしている方がいっぱいおられる。執行部、もう少し丁寧なこうやってきちんとしたスケジュールの説明を行うべきだと思うんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員、御指摘のとおり、今回の補償額の提示につきましては、想定といたしまして、町の方で建設の工事の契約後に具体的な額というものは提示されるというようなことを見込まれてこようかと思っております。そういったことも含めて、もっと分かりやすい説明について心掛けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かりやすいじゃなくて、確実にきちんとした説明を、この前、課長さんかな、企画課長さんが説明されたか室長さんが説明されたかはっきり記憶してませんが、その辺も分かるように。要は、何と何が手順があって、何と何が手順があるから時間掛かるんですよと、はっきり分かるような説明をしてください、今後も。これ以外にもね、町の説明の中に、執行部の説明の中に、丁寧に説明したつもりが、全く、飛ばし飛ばし、分からん説明になっとるケースが多いので、きちんとした説明をするように、これにかこつけて言っておきます。

次に、保育所の問題。先ほど、僕が言った中で、今入ってきている若い世代が、極端に言えば、今、保育所の世代、5年か6年か7年したら、上に上がって、いなくなりますよね。次々次々入ってくる、それはきちんとした見込みがあるんですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）現在、第2期計画に向けて、人口の推計、またマンションの建設に向けての影響について子どもの数を推計しております。そのものに加えまして、ニーズ調査の率を掛けると、やはり、これからも増えていくというものが想定されております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）たしか幸保育所を建てるときに、同じような話をされて、ニーズ調査した、ニーズで十分足りてます、それを言ったのは執行部じゃないんですか。たしか同じ人が同じような答弁をしたような気がするんですが、そのときにはこれ以上、当時、部長は違ったように思いますが、もうこれ以上は定員は増えません、大丈夫ですと言い切ったのはどこです。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）確かに町立保育所の再整備に当たった時点での人口推計については、その前後の人口が減っていた局面を捉えていたために、人口が減少するという推計の下に立てたもので、そのときの状態では出ないということで、執行部の方が答弁させていただいておりましたが、現状、人口の方が増加しているということで、現在、第2期に向けて計画を策定している状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それを今責めておるんじゃないんですよ。目の前、増えたから保育所造る。じゃ、元の計画は前のままでしょう。本来、これおかしいんじゃないの。先に途中で修正を掛けてでも、新しい保育所を建てるときには、当然、それを増えませんかと言い切っ

ている手前上、計画をまず直すべきじゃないんですか。修正をかけるべきじゃないんですか。それもしないで、私立保育所、ぼんと丸投げするような、結果、そうなってますよね。前の計画、もう修正終わってますか。今、修正中でしょう。幸保育所を建てる前の計画からもう完全修正が終わっとるんですか。今、修正中なんですか、どっちなんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 現在、第1期の期間中で、その第1期の期間中に、確かに人口の増加がございましたので、第1期の期間中に昨年度30名定員を増加させて修正をして、今現在、進めているところでございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） 単なる修正というかね、定員だけの修正じゃなくて、本来は計画そのものの見直しをまず早めに繰り上げるなりしてやるべき問題でしょう。まず、それがされていないことが大きな問題じゃないかと。それから、今後、まだ私立保育所を建てる計画はあるんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 現在、第2期令和2年度に向けて、人口の推計、それからマンションの建設、ニーズ調査の最終で調整を行っております。その状況を踏まえまして、新設も含めて検討をしているところでございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） これ、前回も、前々回かな、何度か僕、申し上げると思うんですが、確かに町が建物を建てれば補助金が出ない、町が全部丸出しで造らなにゃいけない、それは理解する。私立保育所が建てれば、補助金が約4分の3、約4分の3だと思いますが、確か出ると思います。それで私立保育所に頼る気持ちは僕は否定はしないです。否定はしないですが、じゃ、今の人口が10年、今のものが10年、今、海田で考えてみてください。実際、マンションももう建てれる場所、ほとんど建ち上がったような状況で、後も数が限られてきて、開発する場所も、まあ私の地区で言えばほとんどなくなったと。よその地区もほとんど減ってきている中でね、これ以上、またどっと若い人口が増えるようなことが一気に起こるようなことはちょっと考えにくいものになり始めた、まだなってませんけどね。そうした中で、じゃあ若い世代が入りにくく、だんだん、まあ賃貸で入れ替わるのは別にしましても、そういうものが減ってきた中で、10年後、20年後にそ

れが維持できるかどうか、私立保育所を造らすのは結構ですが、大部分が、4分の3以外は、実際の建築費から見りゃ、4分の3じゃなくて、3分の2ぐらいになるのかな。その残りの3分の1はほとんどが借入金でやっているはずなんですよ。当然、今の定員での、補助金申請のときには定員での、要は試算をやっていく、10年後、20年後の試算をやって大丈夫ですよという補助金をもらっているはずなんです。ところが、定員割れを起こすと、必ずこれ、返済の問題にも影響を及ぼしてくる、これ、事実ですけどね。だから、その辺についてきちんと考えているのかどうか、それを再度もう一遍確認をしたいんですが。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 先ほども御答弁させていただきましたが、この定員の設定に当たりましては、計画の中で設定をしております。この計画に当たりましては、人口の動向、それから、教育保育のニーズ、特に女性の就労率によって、現状でもこれから保育所や幼稚園に入りたいというのが、まだまだ9割いらっしゃいます。その状況も踏まえまして、確かに言われた、10年、20年後については、5年ごとの計画を毎年状況も確認しながら行ってまいりますので、計画の中でしっかりと定員を設定し、5年ごとの中でも毎年見る、また中間での見直しを掛けるなどして、私立の運営に影響が出ないように、教育保育事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） 計画はいつも5年、5年ということは、私立保育所の中では20年、30年スパンで考えて、保育所を造る訳ですね、私立は。でも、計画は5年なんですね。あと、15年どうするんですかという問題が残るので、その辺はよく考えてこの5年の計画の中でしっかり織り込んでもらいたいのと、もう1点、これは私の方からの提案なんです。前回の議会でもある議員さんが説明されました。説明じゃなくて質問されました。僕も今回の質問の中に入っておりますが、町立保育所の充実、要は新しく建てるんじゃないかと、一つの方法として、前回あったと思うんですが、そういうことも踏まえて、町立の方の定員も調整ができる、町立保育所の充実がどうしても必要じゃないかと思うんですが、その辺についてどのように考えておられるか、また、その後どういうふうな、前回の質問に対してもどのような対応を練られて、どういうふうにされているかも説明願います。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川）町立のつくも保育所については、現状で隣の西小学校との連携の中で、グラウンドや教室を定期的にご利用させていただいて、状況の方を確認しているところですが、今後、感染症であるとか給食などの課題も整理をして、つくも保育所での調整もしっかりと行えるような体制を取ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）長うは質問しませんが、じゃあ小学校や中学校の余裕教室なんかも利用する手も今から考えていくということで理解してよろしいんですね。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）それも一体的に考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）次に、これ町長の公約の問題です。これ、ちょっと性根入れさせてやらせていただきます。町長、これ、答弁、印刷してもらいました。すごく広い範囲で考えておられます。これ、全体で考え、広域都市圏のような気がするんですが、そういうふうで考えてよろしいんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず、道路ネットワークは広域化が結ばれた中に、本町のネットワークは構成されるというふうで理解しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ちょっと、よう分からんのですが、これ、書かれたのは東広島バイパス、広島南道路、県道矢野海田線と書かれておりますが、これ、広域のネットワークですね。海田町でどうにもならん問題ですよ。広域の問題です。町で考えて、これはアドバルーンを上げただけで、自分たちがアドバルーンを降ろそう思うても降ろすことができませんよ。と思うんですが、僕が一番聞きたいのは、この全体のもんはどうせ陳情とか何かやられてる、で、答弁があるじゃろうと思いますので、それについてはあえて聞こうと思いません。じゃ、このネットワークされた中での海田町の町内での道路ネットワークの構築については、町長はどのように考えて、どのように今から施策に反映させていくつもりでおられるのか、御答弁願います。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず町内につきましては、町長答弁にございますように、連続立体事業関連街路、それから残る都市計画街路、その他町道等も含まれておりますが、そう

いった網というふうに捉えていただければというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）今の答弁は町長からそういう施策の指示を受けての答弁だと理解しておきますが、海田町というのは、御存じのとおり、瀬野川、JR山陽本線、呉線、国道2号、県道矢野海田線、これで海田町、完全に分断されておりますよ。まず、瀬野川について考えてみますと、瀬野川の右岸左岸、これをまともにつなぐ橋、いっぱい海田町、橋があります。よその町に比べたら多いようなぐらいたくさんございますけど、その中で本当に町内の幹線で結ぶ橋、大型車が通れる橋というのは何本ありますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在の道路構造令であります、T-25トン過重での設計といった道路は今のところございませんが、一番強固なものでは日下橋というふうに認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これだけ右岸左岸が分断された町で町道1本しかないんです、まともな橋。その橋を基点に右岸左岸、この道路ネットワークの構築、町長考えるべきじゃないんですかね。そうやって、それに対してアクセスどうするかというのが、考えろというのが、町長、これ、公約で言われてる道路ネットワークの構築の中のその指示を出すのが町長の仕事じゃないんですか。具体的にどうするかはまた別ですよ。これは事務担当者が考えるべきだと。そういう指示をきちんと出されているんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、町道に特化してお話がありますが、当然、県道もございますから、それから、国道もございますので、そういったネットワークの中の町道が一つという状態でございます。これを解消するという形のものは、当然、私としても考えていけないといけないというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）いや、考えていかなきゃいけないです、公約で言った以上、それをある程度自分の構想を持っておかなきゃいけないんじゃないですか。その構想は何ですかとさっきから僕はお聞きしとるんです。今から考えていく、できるだけいいようにしますなら、それはそれで答弁でもいいですよ。やっぱり、きちんとしたそういうものを明確にはっきりさすべきじゃないんかと思えますよ。それと、今回、庁舎ができますね。庁舎

ができる、それに対する、極端に言えば、庁舎は、新庁舎は防災の拠点になるはずなんです。当然、そこに対するアクセス、ネットワークの構築、絶対必要ですね。それについてどう思いますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）お見込みのとおり、大事な要素だというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）当然、瀬野川の右岸から左岸にわたって庁舎に来ようとするれば、現状の道路はもう、だからその辺についても当然、東部連立の中でこういう道路を造りますという話が出てますけども、実際に、これは、都市計画決定を、本来すべきものをせずに、単純に町がやります、町がやりますという言葉だけで逃げてこられた。そういうものもきちんとした形で明示して、表に出して、町長やるべきじゃないんかと思うんですよ、僕は。じゃあ、逆に、庁舎から町内のこの左岸側の全体に、ほいじゃあどういふふうな形で車を、災害なんかあったときに、そのための道路もぐじょぐじょぐじょぐじょ、いいいに行った思ったら、ぐじょぐじょと行った思ったら、また良い道路になって、またぐじょぐじょ行かんやいけんようになる。そういうものも含めて、全体的に、部下にそうやって指示を出していく、そういう考えはあるんですか。考えておられますか。また、そういう考え方を進める気はあるかどうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員、御提案のとおり、私もそのように思っております。特に、近年、防災も含めて、そういった強化を図らないといけませんので、その、今、議員、御指摘の内容も含めて、そういった形のを進めていく。それと、大事なのは、計画を作らないと、補助金の問題等もございますので、今後の10計、そのほかの道路の計画が当然作っていく、今指示は出しておりますので、そういった中で進めていきたいというふうに思っております。まだ、計画の段階の指示でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まあ、具体的に、それがどんどんどん前に行って、見えるような形になってくれば良いんですけども、そういう話があれば早めに我々にも説明をして、きちんとしたネットワークの構築、これをやっていただきたいと。まあ、これは特に、町長が選挙に出ていろいろ申されました、若い世代が入ってきているんだと。若い世代が

入ってくるということは、宅地が進む、そうすれば当然基幹整備である道路の整備が必要になってくる、これは絶対やってこなきゃいけない。そうすれば、逆に言えば、さっきの保育所の問題ではないですけども、次に、また若い世代がこれなら来てもいいよと、戻ってくる、そういう社会を、海田町は作ってこなきゃいけないと、私は思いますので、その辺をしっかりと町長やっていただきたいんですが、最後に町長のその決意をお聞きしまして、私の質問は終わります。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）今、御指摘のように、当然、10年前ですかね、松田レポートという形で、千七百幾つの市町村が700近くは潰れるというレポートが出てきました。その意を反論しないといけないということで、町は、やはりきちっと施策を打ちながら人口増加を図る、これを図った結果が今少しずつ皆様の協力の下に進んできているというふうに思っております。それを、更に、これ以上のものを実現できるように、先ほどの保育所ではありませんが、将来の担保ができるような財産が、実りができるように図っていくというのが、私の決意でございますので、しっかり頑張ってまいります。

○議長（桑原）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、市街化区域ということについてお尋ねをいたします。

宅地の販売促進から市街化区域の宅地並み課税が定められてから相当な期間ですが、昨今の地域状況が相当変わっており、宅地として利用のできない地域においても、その課税が課されている。中には、高齢により年金の収入しかない世帯においては、農地や耕地の課税が大きく、その納税に苦慮されている方も随分多く、いろいろ、何とかならないかという相談も受けることも多くなっております。こちらも返答のしようがないのが実情であります。そこで、市街化区域の見直しを行い、少なくとも車の入れる地区、場所は開発等により宅地になるかも分かりませんが、道幅のないところ、そういう

土地は、課税は農地又は市街化調整区域として見直しを行い、課税の軽減を図らないか。また、個人の申請により、その土地の利用状況を判断し、その課税が適切なのか、軽減を図るといふようなことを定めるような審議会といふようなものを作って、課税の軽減を図らないかといふことでもあります。高齢世帯の課税軽減や不納欠損の減少をなくすことにもつながるのではないかと思います。町長の考えをお尋ねいたします。

次に、循環バスといふことと駐車問題について過去何度かお尋ねをしておりますが、的確な答弁が返っておりません。再度、お尋ねをいたします。質問の都度、検討しますとか、何度か会議に諮ったといふことではありますが、その内容、中身を公表しないと、私どもには理解ができません。少なくとも循環バスのルート変更及びタクシーによる運行の検討状況、どのように検討されておるのかをお尋ねいたします。

次に、駐車、不法駐車といふか違法駐車、このことについてであります。この件についても、過去何度かお尋ねをしておりますが、その都度、見回りをするとか注意をするとか、何とか訳の分からん、引き続き、見回りするといふような答弁に終始しておるのが事実であります。そこで、少なくとも、この質問書、通告書を出してから約2週間、今日までどのような見回りをされたのか、何回ぐらい見回りをされたか、まずこれについてお尋ねをいたします。それから、その駐車状況があまりにもひどいために、私も何度か電話等で、今、見回りしてはどうかといふ通報もしたりしました。そのたびではありませんが、職員が見回ったその後かも分かりませんが、当事者から私の家に対して今日は済みませんでした、今後気を付けますといふような断りに来られます。これはどういふことなのか。私どもいろんなことがあると、町民の苦情云々に対して代弁するときは、そういう方の名前を告げたりはいたしません。こういう駐車問題でそういう当事者が何回か私のところに、そういう断りに来られます。これはどのようなことでそういうことが起きるのか、それについてどのように思っておられるか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、市街化区域の見直しについての質問でございますが、定期的に行われている区域区分の見直しについては、今年度から広島県が取組を始めています。町としては、来年度から良好な都市環境を作る観点から、見直しの候補箇所の抽出、検討を行い、見直しの必要があれば素案を作成し、広島県に提出したいと考えております。固定資産税の

評価については、法令及び固定資産評価基準により行うこととされており、現状では宅地として利用できない土地について、道路幅員が1.8メートル未満の場合は建築制限がかかることから、一般的な路線に比べて路線価の布設時に大きな価格差を付けており、宅地として利用できないことに対して考慮しているところでございます。それによっても、なお価格に不服がある場合は、課税台帳に登録された価格等に関する不服を審査決定するため、地方自治法第180条の5第3項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されておりますので、こちらに申し出ていただき、審査決定いただくこととなります。ただし、評価替の年度以外の年度における価格に関する事項は、原則、申出ができないことになっております。

続きまして、循環バスと駐車問題についての質問でございますが、循環バスのルート変更については、現在、海田町公共交通網形成計画と併せて、循環バスのルート見直しを行っています。循環バスのルート見直しについては、海田町の地域特性を考えた場合、集落が孤立して点在している過疎地域はないと考えており、本町としてはまず定時定路線の充実を図ることを第一の方針としております。その中で瀬野川が町の中央部を流れること、バスの乗降者数が一番多い海田市駅が交通の結節点の拠点となることから、左岸右岸を軸にしたルートの切り分け、乗車人員を考慮した小型車両の導入を検討しております。デマンドタクシーについては、費用等検討をしておりますが、議員がこれまで御提案されていたドアツードアの方式においては、同一時間に予約が重なったときの対応や待機車両を何台にするかなどの条件面や、現在、約4万人前後の推移する循環バスの利用者をデマンドタクシーだけでカバーできるか、また財政負担などの課題も多く、循環バスに代わる全町的な交通手段とすることは困難であると考えております。デマンドタクシーについては、将来的に課題として、引き続き、調査研究していきたいと考えております。

次に、駐車問題についてでございますが、見回り等の回数は4月から計44回でございます。議員の自宅を訪問したのは、御連絡をいただいたことに対して、対応をさせていただいたことを報告するために、訪問させていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）一つ、二つ聞いてみようと思う訳ですが、まず、今の市街化区域というか市街化調整区域、これはその昔、私の記憶するところでは、既に50年以上前になるんじゃないかというふうに思いますが、いわゆる宅地の乱開発、これの阻止から、いわゆ

る市街化調整区域、市街化区域という制度が設けられたと、このように認識しております。その以前は、あっちこちに適当な空き地があればそれを宅地と開発してね、いわゆるそれによる接道、あるいは上水道の設置、自治体の大きな負担になっておった。ところが、今はもうそういうことで、少子化と言いますか、そういうことで宅地の需要頻度が相当落ちておる。しかしながら、一時の宅地供給の促進から、いわゆる市街地にある宅地に早く販促ということから、宅地並みを課税にした。で、現在に至っておる。ところが、その場所が市街化区域を区画する仕切線といいますか、その区域が小さな、昔でいう構図の青線あるいは赤線、こういうところで区切られておるために、現在に至っては、その土地にはせいぜい歩いていくぐらい行ける。けども、車は行かない。そういうことから開発が高く付くというところから、そういう土地を購入しようという開発業者という人はおりません。そこで、そういう土地に対して、市街化区域の土地に対して宅地並み課税というのを販促から掛けられたのがそのままになっておるが、実際にそういう人のない土地に宅地並み課税が掛けられている。遊休宅地も同じではありますね。こちらについて何か見直すとか、そういう取組、今年度から県において取組を始めております、そういうことがあるんなら、尚更、実際にその土地を歩いて、町において、こういう土地は市街化区域ではあるけども、宅地として開発は到底できない。できんことかもしれないかもしれませんが、それなりの経費、費用が掛かるということであるんで、そういうこと、自治体が進んで、地権者に代わって申請してあげるとか、そういう手段が取れないのかどうか、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）線引き見直しの御質問というふうに捉えております。町長答弁にも書いておりますが、良好な土地環境を作るという観点から線引きを見直すということに着手する訳でございますが、町においては来年度からその細かな作業に入りたいというふうに考えております。今のところ、相談なんか来とるんが2件ほどございますが、そのほかに手法については今から検討してまいります、皆様の意見を聞きながら、町としての成案をまとめて、それを県に提出するというような趣旨で町長答弁を書いてございます。ですから、この線引きの見直し作業に来年度から取り掛かるという説明でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）来年度から取り掛かるということだから、何か聞けば非常に耳ざわりが

いいんじゃないけども、ここの答弁書では、どういうのかなあ、見直しの必要があれば素案を作成して、何か検討するのか、県に無理やり提出するのか、何か非常に足が重たい返答になっておる。やっぱり、そういうところ、年に1回、そういう全宅地というか農地というか、個々の地番を歩いて全部調査しておる訳ですから、先ほど言いましたように、幅員の無い道路、ここでは1.8メートル、これに満たんものはどうかというて書いとる訳ですが、実際、そういうところは1.8どころか、言いましたように、昔の里道ね、赤線部分でそのまま市街化に区画されておる。全部はそうではないとしても、ここではどここのことを想定して2、3か所、そういう用地が出ておると言われるのか分かりませんが、私がたまたま三迫の三丁目辺りでちょっと遊びで畑をしたりしとるんですが、その辺でもいわゆる危険溪流区域の指定をされてね、税金は来るけども、土地の使い道がない、こういう話も聞く訳ですが、必要があればとかいう、そういうちょっと鈍いスピードの話じゃなくして、先ほども言いましたように、年に1回はそこの土地、全部歩いていく訳ですから、課税課、課税担当あるいは都市整備において、率先して、必要があればというんじゃないしに、そういう、使い勝手というか、利用度の頻度の少ないような土地を率先して町から進めていくべきじゃないかと。言うとの意味が分かるかどうか分かりませんが、そういうんで、こちらから進言してあげる、このようなことをやるべきじゃないかと思うんですが、このようにしてのお考えはどうなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）土地利用に関しましては、所有者さんの意向が第一だろうと私は思っています。ですから、はた目から見て、費用負担が掛かるがのうというような土地もございしますが、所有者さんが費用負担をしてでも宅地にしたいという希望があれば、それは町の方でああしなさい、こうしなさいというのはちょっと違うんじゃないかというふうな考えを持っております。来年度の調査においては、そういったことを含めて、宅地利用の方法は別にしまして、どういった意向を持っているかという確認をしながら、希望を募り、それを取りまとめて必要があればというのは都市計画法上の考えでございますので、例えば、虫食いで外すとか、ドーナツ型の虫食いで外すとかいうことはちょっと物理的に考えられないといったこともございしますので、そういった面を全て考慮しながら、成案をまとめるということになろうかと思えます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まあ、こちらからその意向の確認は非常に難しい、まあ、そうかも分か

らんけども。一般的に見て、これは宅地として田んぼ、畑であったとしても、自動的に町の方は分かる訳ですね。いわゆる宅地並み課税、遊休宅地とは全然意味が違うんじゃないかと思う訳ですがね。そういうことで、宅地の価値がない、そういうものについて町の方から進んで、やっぱり、意向調査、こういう制度がありますよ、どうですかとか、あるいは線引き、これについて町が進んで、地主から不服評価があるか申請が出るのを待つんじゃないか、もしこれやったら、こういうふうなことで評価替というか、線引きを都計審に申請しようと思うんじゃないか、どうなのかというのは、やっぱり、そういうだけの親切があってもいいんじゃないかと。という、ここでは、意味はちょっと私にも分かりませんがね、評価替の年度以外は何か申請ができんということで、価格の話がね、価格がどうであれ、価格はそんなことはどうでもいい。要するに、宅地並み課税されとるその使い道のない、せいぜい畑にしかならんような土地、これの評価いうか、線引きを変える必要があるんじゃないかということ言うので、その辺の考えを再度お聞かせ願いたい。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（片山） それでは税務課の方から課税の関係について、簡単に説明をさせていただきます。先ほど、評価替の年度以外は原則できないということなんですけれども、基本的にはまずは固定資産税をお願いするに当たっては、評価をしまして、町長において価格を決定すると。その価格が、基本的には課税標準となりまして、税率が決定するという仕組みになりますので、価格というのは税額を決めるに当たっては非常に重要なものになります。それが3年に1回、評価替を行いますので、評価替を行いました翌年度、2年度目、3年度目は地目の変換等がなければ価格は据置きということになりますので、原則、初年度、基準年度しか価格について申立てをすることができないという形になってございます。基準年度以外は申立てができないというところについてはそういうことになります。それから、宅地として価値がないということなんですけど、一応、固定資産税につきましては、固定資産評価基準に基づいて評価するように義務付けられておりますことから、市街化区域にあるものにつきましては、路線価方式によりまして評価をすることとなります。その上で、先ほどおっしゃられましたような、宅地として、家が建てられないような、幅員の狭いようなところ、ここにつきましては基準となる路線価から、その他の路線を振っていくんですけれども、その段階で幅員であるとかその他の要因をそれぞれ考慮して、路線価を設定しているというところでございますので、

御理解をいただければと思います。

私からは以上です。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それから、今、そういうことで、価値のないというか、利用頻度の少ない土地に対して、いわゆる相続が発生する。ところが、税金だけ来るからあんな田んぼ、土地をもらってもしょうがないよと。いわゆる相続手続きを取らない。そういうことになると、今度は2代、3代に代わっていくと、そういうじいさんの名前、ひいじいさんの名前のままの土地が残つとる。いわゆる納税者が、数だけは増えて納税者がおらんようになる。いわゆる税収がどうじゃこうじゃ、評価替したけいうてね、税収が入らんことになる訳よ。だから、相続が発生した時点で、当然、相続人も住民課では把握できる訳。だから、そういうんで公示価格、そういうふうなんが出て、で、今虫食い状態で評価替することはできないという。まあ、それはそうかも分らんが、そこに路線価が問題になるから、値打のないとこに、ただ評価だけが高くなる。だから、そういう公示価格の方を重視して、路線価でやらずに公示価格で評価してくれれば、税金の価格も変わるし、今言うた相続の発生したときに、そういうことで相続をやってくださいと。何かこれをね強制的にお願いいうのを、強制的にお願いいうのは変な言い方だけどね。何かそれをやらないと、そういうひいじいさんのそのまたひいじいさんの持ち物というというようなことでね、そういう荒れ地がぼんぼん増えてくるんじゃないかと、こういうことを懸念する訳ですが、その辺についてどうお考えか。いわゆる路線価で行かずに、だから、公示価格でやるとかね、評価、いわゆる課税標準額はそれなりに安い価格にされとる訳ですが、どうも本当に納税者の意に立って、徴収できやすい、そういう考えをね、今一度原点に帰ってやるべきじゃないかと、こう思うんですが、その辺の考えについてどうですか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）ただいまの議員の御質問でございますが、路線価で行かずに公示価格でやってはどうかということなんですが、基本的には路線価、こちらの方で、固定資産税で使っております路線価につきましては、公示価格の7割と、7割をめどにする、設定するよというふうに固定資産評価基準でも定められておりますので、公示価格よりは低い価格にはなっておろうかというふうに考えております。それから、納税者の立場に立って、税務行政を行ってはどうかというところにつきましては、これは税法上、

いったん固定資産評価基準によって評価することになっており、これは義務付けられておきますので、それをした後、軽減とか減免というような形、どういったことができるかということなんですけれども、現在の税法上定められておきますのは、生活困窮であるとか災害、そういった特別な事情がありまして、担税力がない、担税力を喪失した場合に減免をすることができるというふうになっておきますので、そういった場合じゃないケースであれば、ケースであったとしても厳しい状況というのはあろうかと思しますので、そうした場合は納税の相談等、税務課の方でも受け付けれるかと思しますので、そのようにしていただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ですから、今、ここでね、結論を出せというても、非常に難しい問題でもあろうと思しますので、これは先ほど来言うておりますように、一応、そういう市街化調整区域、あるいはそういう宅地並み課税、ここらの線引きについてね、どこかでそういう機会を設けて、やっぱり相続もしやすいように、それでもって税収が増えるような徴収しやすいような、このような、これは要望でもいいんですけどもね、今言ったように即結論を出せというようなことでは出にくいと思うので、これはそういうことでしっかり検討をしてください。それから、循環バスということで、これ、過去、何度も言うておりますが、今回も同じことですが、その変更については、現在、海田町公共交通何とかいうことで検討を行っておると、見直しをしておると。これ、ずっと従来、オンリーワンというのか、そこらにそういう施策はあるんだという、答弁もその一つなんよ。何の変化もない訳よ。だから、ここでそんなことを聞いとるんじゃないんよ。過去、どういう検討をしたかということを知りたいんよ。議長にもお願いせにやらんかも分からん。答弁、尋ねとる内容が、過去どのように、その中身を言えと言うと。検討しますとかしませんとか、そんなこと聞いとるんじゃないんよ。ほいで、私がずっと、これ、15年前から言うとるんですよ。要するに、検討が足りないよと、バスじゃなくしてタクシーも含めて検討をしたのか。そのときから検討します言うと。今日の答弁、また検討します。何やらの質問でございますが、循環バスのルート見直しを行ってまいります。誰が見直しをせえとか、素直に。どのようなことをしたかということを知りたい。それが調整できんのなら、議長にお願いじゃが、休憩してでもいいが、これ、ずっと言うとる、同じこと。前回は前々回も一緒や。それから、ほかの皆さんも、先ほど来、こ

のルート問題、私がずっとやかましいうて、今、3、4人、これについて同調する議員も増えた訳ですよ。その答弁を聞くと皆検討します、検討します言う。だから、どのように検討したのかと、こう聞いとるんよ。これをまず一つ、再質問というか、これについて、再度お尋ねいたします。

○議長（桑原）分かりましたか。町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）まず、これまで議員が御提案だったデマンドタクシーについて検討したものにつきましては、まず車両1台をドアツードア、路線を決めずに送迎地から目的地までに行くというパターンで8時から予約、18時までの運行、循環バスと基本的には10時間の運行で、車両1台につきまして、365日循環バスを運行した場合、約920万の費用が掛かるという見積もりを、概算ではありますが、いただきました。これにおきまして、これは純粋な費用でございますので、そこから1人が乗った運賃、これが250円になるのか300円になるのか350円になるのか、そういった段階的なお客さんからもらう費用による運賃収入を控除したものが町の負担額となるというところでございます。そういったところを積み上げますと、現在、海田町が、減ってきているとはいえ、約4万人前後バスに乗っておりますので、そういった利用者のニーズを全て賄うことはなかなかタクシーでは難しいのではないかとこのところ、現在、循環バスの、これまでもいろいろな議員の方に答弁してまいりましたが、ルートの切り分けであるとか、こういった車両の導入をもって、現在抱えている非カバー地区の問題であるとか、様々なニーズに対応させていただくよう、ルートを見直させていただきたいというところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうもちょっとよう分からんのでね、何か知らんが、年間か何か知らんが920万円ぐらい掛かる。それはどうか知らんが、1台でそれだけ、どのような維持費、中身で、いわゆる運転手の日当というのか給料というのか、含めてそうなのか。だから、そういうことを含めて、私が言うのはね、芸陽バス、年間約1,400万円払うとる訳だから、タクシー1台月額50万円、どうか、検討してみなさいやと、打診してみなさいやと、こういうことを言うとる訳よ。だから、月50万円上げますよ、あとは利用者1名に対して、その利用1名に対して100円、これはガソリン代か車の維持費か、あなたの食事代か、それはまあ適当に、売上げ、芸陽バスだって同じだから、100円はバス会社が売上げとして持っていくんだから。ということで、どうなのか、そういうこと

でね。2台雇うても、年間、月50万円なら1,200万円、200万円安くつくじゃないかということを言うたんですが、これらについての検討はどうなんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）議員、今、1台月額50万円前後じゃないかというところでお話をいただきましたが、私どもの方で見積もりをとったところ、年間で920、正確には4万円なんですけど、それを12で割ると、大体77ぐらいになるかと思います。ですから、月当たり基本的には約80万円弱掛かる。そこから、議員が御指摘のように、お客様から運賃をもらえばそれが控除できますので、残った差引きが町の負担額になるというところであろうかと思います。そういったところについては、費用を取りまして、今の循環バスとの効率とか、その辺を考えた結果、今の循環バスの、繰返しになりますけど、ルート見直し案の方で進めさせていただきたいという御答弁にさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まあこれで、50万円ではできないということでもいいのかどうか分かりませんが、いわゆるバスが大きいから、そういう狭い道のところは入れない、ずっと終始してきた訳ですが、そういうことだからタクシーで検討しなさい、小型のバス、8人乗りとか15人乗りぐらいのバスで検討しないかと、こういうことを言うてきたんですけどね、どうもその辺に、何かバスということに頭が固定してしもうとるんじゃないかという訳よ。バスにするから、バス停が要るから、そのいわゆる路線バスのそういうところを利用する必要があるから、そこに固守してバスの停留所を利用させてもらおうと。こういうことで、頭の切替えができんのじゃないかと。だから、そういうデマンドタクシーというか、そういうのでやれば、玄関から玄関だから、あんた方の玄関でタクシーに乗って役場の玄関、公民館の玄関で降りる訳だから、いわゆるバス停、乗降のそういうスペースが要らんようになるんよ。こういうところの検討が全然検討されとらん訳よ。ただ、芸陽でやったからしょうがない、これも頼まんと、自動的に、どういう契約になっとるんかいうたら、単年度契約いうんだから、解約はできんことはないはずじゃがね。そういうバスの乗り場所でもって固守してきたんじゃないかと思う訳よ。ところが、言うたように、夏の暑いときにバスが20分、30分遅れる、日だまりでずっと立って待つかにゃいけん。今からは冬だ。昨日、今日らはもう北海道も大変じゃが。また、バスが20分遅れはざらじゃ。ちょこちょこバスとすれ違うた、その便にちょこっとバス停寄っ

てみたらね、15分遅れなんかざらなんよの。だから、これでどうなのか。待つとる人のことを考えたらね、本当に、年寄り、あなたらがこの言われる初期の目的である交通弱者、いわゆる足が悪いとか歩きにくいから、こういうことで循環バスというか、免許返納者の利便を図るためにやったこのバスいう訳よの。それに暑いときに寒いときに30分もバス停で立って待つとけ。交通弱者救済じゃ、爪のあかほどもならんよ。それを、玄関から玄関までいうたら、これほど交通弱者対策はないと考えるが、今一度そういう、玄関から玄関ということ、路線バスと同じように、定期的な場所、いわゆる定点で待つということについて、どのような認識を持っておるのか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）循環バスの運行目的を、今までの公共施設の利用促進から生活利便の向上にしたいというところで、現在、見直しをしております。で、バスを廃止してタクシーにすればそういった均等なサービスになるんじゃないかという御質問だと思うんですけど、利用者の観点からいきますと、ドアツードアということ、今言われたバス停での待ち時間、そういった利点は回復する交通手段になろうかと思っておりますが、いわゆる運賃であるとか、予約の手間が要らないとか、一番大きなのはやっぱり年間の利用者数など、そういった大きな利点を考えますと、まずはバスを採用して、現在抱える問題を解決させていただきたいというところが、町の現在の方針でございます。ただ、デマンドタクシーにつきましては、急速にAI化であるとかICT化が進んでおりますので、引き続き、重要な交通モードの一つであるという認識を持っておりますので、そういったことについては引き続き、研究はしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）いつまでも引き続きの研究か検討は要らんや。早く結論出せと言いたい訳じゃがね。若干、話は逸れますがね、去年の夏、暑いときに、ちょっと変な言い方じゃけども、年寄りのおばあさんが歩きよった、汗びっしょりで。おばあさん、どこ行った、どこまで帰るんじゃ、支障はないと思うから言うが、畑の谷まで帰ると。おおね、じゃったら、送ってあげよう、どこ行ったん言うたらね、今なくなったけど、寺迫の方の風呂へ行った言う訳よの。家の風呂が故障したから寺迫の方へ風呂に入りに行った。それで、畑の谷まで、帰りは汗びっしょんこなって帰りよる。何のために風呂に行ったんか、分からん。それが今言う、バスに代わってタクシーにすれば、すぐ風呂まで迎え

に来てくれて、さっと玄関まで送ってくれる、汗かかんでもいい。非常に爽やかになる。そういうことを考えると、いつも言うてきた新町、桜が丘ね、あるいは国信の二丁目、今言うた三迫三丁目ですつとと言うてきたけども、この畑の谷、こういうことを含めて、現三迫三丁目にしても、終点からいけばまだ2,300メートル歩かにはやならん。一気に解決する訳よ。予算のお金のこともあるということだから、今度はそこを含めて、本気でタクシー会社と、いわゆる住民とのアンケート、何ていうのか、そういうことを含めて、ほんとうに、そういうあなたたちが交通弱者というんか、免許返納者、そういう人たちのことを本当に考えるならね、ほりゃやっぱり、わずかなね、500万、1,000万の話、どういうんか、絞る必要はないと。前町長のときも言うたんじゃが、やめるんなら100万円の銭だって惜しいよ、今から10年、20年やるんだったら1,000万円の金なんて安いもんだ、こういう言うたことがあるんじゃけどね、それに対する答弁は返ってこなかった。そういうことで、とやかく言うても、結論を出せいうのを、今のところ出とらんいうんだから、今度は検討じゃなくして、そこらも含めた、今度は返答をしてもらいたい、の。これ、ちょっと要望で入れておく。

そして、今度はその駐車違反問題で、何回も言うとするが、見回りは44回だったかな、何ぼだったか忘れたけども、それはやってきたい、さっきはちょっと違うとったかも分からんが、質問書、通告書を出してから、それはどうでもいいわ。それで、答弁がちょっとここがずれとるのが、職員がうちに来たんじゃないよ。当事者が、これが、おじさん、すみませんでした、今後、気を付けますいうての来とる訳よ。これがどういうことなんかいうて聞いとる訳よ。大変な間違いが起きる可能性もある。私どもが町民からいろんなことを聞いたときに、誰が言うんかというような話をよく言われます。わしと言うんよ。町民、誰々がどなたが言われました。そんなこと言える訳ないじゃないか。だから、私が言う。私はまあ、そういうことで、いわゆる代弁者、いろんな危険を回避することからも言うて、そういうことで、言葉を使うた。ところが、その注意しに行く職員がどういう言葉を使うていったのか、こういうところから通報がありました、こう言うて行ったのかどうか、それは知らないよ。おじさん、すみませんでした、今後気を付けます。これがどういうことなんか、何を意味するかと聞いとるんよ。全然、とんちんかん、何か知らんけど、職員が議員の自宅を訪問したのは、そんなん、とんちんかんじゃいうて言うとする。どうなんか、その辺について。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽） 質問の通告書を我々そう解釈いたしまして、町長の方に答弁があったものと考えておりますが、議員のおっしゃるのは、業者の方が議員の方に断りを行ったということで、我々が業者の方に見回りに行って注意をした際、議員の方から話があったとか、そういったことは、一切、こちらの方から言ったことはございません。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） それは、ニュアンスで分かるのか、どういうことかは分からんけどね、何か訳の分からん、半分、責任逃れで、さっきから午前中、昨日からの答弁もずっと聞いていったら、二言目には町長答弁にあります、そんなもの町長が全部答弁書いとる訳じゃないじゃないの、あんなもの、誰が聞いても。あんなら書いたものを町長が読み上げとるだけじゃろ。冗談じゃないよ。何か言うたら、責任逃れみたいに。町長がお答えしましたように。一から十まで町長が答えとる訳はないじゃろ。そういうことです。とんちんかんな答弁をする、解釈違いじゃいうて、通告書を読んでみい、どういうて書いとるか。通告書に書いとるのは、担当課職員に何度か見回りの電話を入れたと、こういうて書いとるので。意味は分かるか。この前も言うたように、少なくとも日本の最高教育を受けとるあんたたちがの、その都度、当方に対して、の、どう言うんか、今後気を付けますと言うたら、誰が気を付けるんや。あんなら、見回りして注意してこういうこと起きんようにするんじゃろ。そこの文言の解釈、まあ解釈違いじゃ言われりゃ、それ以上、言いようがないけどもね。まず、少なくとも、当事者がね、その、らしき、過去にもいろいろあるから、多分、あこのおじっちゃんと言うたんじゃろいうようなことで想像はつくではあろうと思うけどね。まず、そういうことをさせたらいかんと思うし、そういうことをするような言動でもって注意とかお願いに行っただけでいかん、こういうふうにする訳やの。ただ、何か知らんが、事務的に、言われたから、何とかしていきます、注意に行ってきます、そんなものは仕事でもなけりゃ、何でもない。幼稚園の子どもでもそれぐらいのことするわ、高い給料をもらわんでも。そういうことを本気で考えてやるのか。今後、そこらについて、見回りをどうするのか。もう1回聞くよ。定期的にあなたたちは、今後も引き続き、見回りして、注意していきますと答弁しとるんじゃ。今回のにはないけども、今回の分にはないんよ、はっきり言うとか。でも、以前、そういうふうな答弁しとるのに。ほんで、44回やったいうが、そりゃ、タイミング的にその時間には違法駐車はなかったかも分からん。ところが、頻度が3か月で44回ということになるとの、単純計算するよ、議会から議会まで90日あるのよ。2日に1遍行

つとるんじやの。そういうふうなのは、親身になって、本気でそれ、見回りしとるかどうか。そのときにどう言うた。ほかの課の、いわゆる縦割り行政じゃなくして、職員、横の連絡も取って、全職員でもって見回りをするのをやりますというような趣旨の答弁もしとる訳よ。ところが、これが全然生きとらん、の。先ほど来、どっかにもあった、建設。見回りしてどうかこうとか。いいよ。そりゃ福祉もおれば、建設もおれば、総務もおるんだよ。いわゆる二百何名のものが、全部、何人が回るんか分からんが、海田町内、全部山のとてっぺんから山のとてっぺんまで行ったって、4キロよ。車なら、当たり前前に走りゃ、4分よ。ちょっと道回ったって、町内10分。5分ほど、3分ほど時間を掛ければ、少々のところの見回りはできるんよ。これは、町長にもしっかり言うとかにやいけんが、それぐらいのね、親身になってね、町民サービスというのはここなんよ。あなたが言われる、住んで良かった、住み良い町。こういうするためには全職員をそういうのを徹底して、例えば今から職員が役場を出て、昭和町に行きます、ね、ちょこっと畝を回って昭和町、何ぼ時間が掛かるんよ。今言うた3分だよ。それがために先ほど来、出てる町道のでこぼこ、横断歩道のマークが消えとる、薄うなつとるいうところが見える訳よ。ほいじゃ、ちょっと足を延ばして寺迫まで行きますよ。南幸町回って行って、何ぼ時間遅れるんよ。これが町民サービスにつながる。副町長、しっかり、ここら職員教育をの、あんたの責任じゃけの。今後、これまた、わし目を光らしとる。こういうお願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結いたします。

暫時休憩をします。再開は14時5分。

~~~~~○~~~~~

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第43号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）仮称海田公民館及び仮称織田幹雄記念館事務用品等一式の取得のために、売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第43号議案、財産の取得について御説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。取得する財産でございますが、品名は、仮称海田公民館及び仮称織田幹雄記念館事務用品等一式、数量は960点、購入金額4,334万円、受注者ゼネラルスチール株式会社、納入期限は令和2年2月28日でございます。続きまして、入札結果について御説明いたします。資料2の入札状況をお願いいたします。この度の指名業者は、物品役務等で本町の入札資格を有する者のうち、安芸郡、広島市内に本店又は支店を有し、机、椅子、キャビネット等での登録のある業者、8社を指名いたしました。入札の結果、最低の価格を提示したゼネラルスチール株式会社を落札者と決定したものでございます。なお、辞退した業者の辞退理由としては、一部商品で使用者に適合する商品の納入が困難である、調達納入業務に当たって人員不足である、見積もりが困難であるでございました。それでは、取得財産の内容につきましては、担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）それでは、資料3、仮称海田公民館及び仮称織田幹雄記念館事務用品等一覧表を御覧ください。今回取得いたしますものは、現在建設中の仮称海田公民館及び仮称織田幹雄記念館の、ホールや各諸室等において使用する机や椅子、収納庫など、合計960点でございます。個別の品名、数量及び設置場所につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。辞退理由の中に、商品を手に入れることが困難なものがあるというふうに説明があったんですが、この中、どう見てもそんなものがあるように見えないんですが、どんなものが実際手に入らないということで辞退されたんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）具体の個別商品までは確認はしておりません。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。この備品一覧表ということで、備品になるのかどうか。まず62番、私もいろんな美術館とかこう行くときに、ものによっては分かりやすい説明をすると、釣り糸のようなものでね、くくられておる。ここはどういうものか知らんが、

そういう転倒防止、落下防止、そういう、どういふようなものなのか、その説明を願いたい。それと、一番最後、76かな、消火器、これは一般的に建築基準法で平米何ぼ以上は消火器、入口付近とかそこに設置しなければならないということで、これ、備品じゃなくして、建築基準法でいう設置義務のものではないかというふうに考えるんですが、以上、2点ですが、どうですか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）お二つ、お尋ねがございました。まず62番の資料落下防止用ベルトでございます。これは大型の絵画等、絵ですね、そういったものを収納するための棚の購入が含まれているんですけども、その棚が、例えば横揺れ等で揺れて棚から落ちてしまうのを防止するようなそういったバンドのようなものがございます。そのことでございます。それから、2点目の消火器でございます。23個購入といたしておりますけれども、これは消防法の設置基準に伴って算出した個数23個でございます。

以上でございます。

○議長（桑原）これが備品になるのかという質問なんだけど、どうなの。それが備品に入るのかと。生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）失礼しました。備品でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。ちょっと単純な質問なんですけど、この備品の中にピアノが備品になるかどうか分からないんですけど、ピアノは購入する予定は。

○議長（桑原）何番ですか。

○12番（多田）いや、ピアノが入ってないんで、ピアノが備品になるかどうかお聞きします。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）今回、購入をさせていただいたのは、主に事務用品という整理をさせていただいております。なお、今、御指摘にありましたピアノにつきましては、現海田公民館で使用しているものを移設して継続して使用しているというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第43号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第43号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第44号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）海田町総合公園の指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定することについて議決を求めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、第44号議案、公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案書は6ページ、併せて資料4を御覧ください。海田総合公園の指定管理者の候補の選定についてでございます。令和元年度をもちまして、海田総合公園の指定管理者である株式会社こうこくの指定管理期間が終了するため、新たな指定管理者候補者を選定しました。資料を御覧ください。2の指定管理者候補者名は、特定非営利活動法人ポラーノでございます。以下、NPO法人ポラーノと言います。所在地は広島市中区南吉島1丁目2番37号で、代表者は理事長松村公市です。候補者は、令和元年10月25日の海田総合公園指定管理者候補者選定委員会におきまして選定しております。4の選定結果にありますように、応募者は次期候補者のNPO法人ポラーノと、現在の指定管理者である株式会社こうこくの2社でございました。結果につきましては資料を御覧ください。2ページをお願いいたします。2の指定期間は令和2年度から令和6年度までの5か年でございます。6番、指定管理料は、町が設定した上限額の99パーセントに当たる年額1,578万5,000円、5か年で7,892万5,000円でございます。7番、指定管理者候補者の概要でございます。主たる業務といたしまして、地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設

を利用する活動を支援する事業、これはスポーツ教室とかミニコンサートの開催ということでございます。文化及びスポーツ施設の運営管理に関する事業、これが指定管理に該当するものでございます。地域の子ども会活動及び老人グループ活動の支援事業、これは健康づくり教室、地域連携防災講座の開催などでございます。障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業、これは就労支援として企業などの橋渡しといったことを行っております。(2)実績等につきましては、表にありますように、平成17年度から指定管理業務を行い、合計8業務の実績を有しております。現在は庄原市と三原市の2か所の公園で指定管理者になっております。以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番(多田) 12番、多田です。この前の指定管理者でありますこうこくさん、なかなかイベントをたくさんやったりして、大変賑やかになったんだと思うんですが、この評価表を見ますと、一番差がついたのはこの障がい者雇用と男女共同参画、子育て支援の推進なんですけど、この指定委員会、選定委員会の中では、この評価についてどのような意見が出たか、分かれば教えてください。

○議長(桑原) 建設部次長。

○建設部次長(龍岩) 今、御質問の項目は、書類審査になるものでございます。これは、結論的に言いますと、障がい者の雇用者率がポラーノの方が高くございました。その配点の関係でそこで差がついたというのが結論でございますが、そのことについて委員会の中では、特に質問等はなかったということでございます。質疑はなかったということでございます。

○議長(桑原) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第44号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第44号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第44号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第4、第45号議案、海田町役場の位置を定める条例の一部を改正する等の条例の制定についてから、日程第6、第47号議案、海田町保健センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1議題ごとに行います。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）新庁舎整備に伴い、必要な条例整備をするものについて、第45号議案から第47号議案までを一括で御提案申し上げます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）それでは、第45号議案から第47号議案までを一括で御説明させていただきます。

議案書は7ページ、資料につきましては資料の5をお願いいたします。資料の5に沿って説明させていただきます。表題は庁舎移転に係る条例整備についてでございます。まず、1の地方自治法第4条第1項に基づき、改正を行う内容でございます。1の(1)の①、点線の枠内を御覧ください。①番が役場の位置を定める条例の一部改正、それから②番が役場の別館の位置を定める条例の廃止でございます。内容につきましては、①番の役場の位置については、現在の海田町上市14番18号を海田町南昭和町14番17号に改めるものでございます。②につきましては、庁舎移転後は別館の機能を新庁舎に統合することから条例を廃止するものでございます。次に大きな2番をお願いします。2の庁舎移転に関連して改正等を行う条例についてでございます。(1)は議案書8ページの第46号議案の内容でございます。海田町福祉事務所設置条例の一部改正でございます。福祉事務所の位置を、海田町上市14番18号から海田町南昭和町14番17号に改めるものでございます。それから、(2)は議案書9ページの第47号議案の内容でございます。保健センター機能を新庁舎に統合することから、海田町保健センター設置及び管理条例を廃止するものでございます。3の施行期日につきましては、規則で定める日としており、新庁舎の開庁日で設定いたします。以上で第45号議案から第47号議案の説明とさせていただきます。

ただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○11番（岡田）些細なことなんですけれども、たぶん、郵便番号はまた別個だったと思うんですけれども、これはどういうふうな番号になるのでしょうか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）現在、736-8601というのを郵便局で固有の番号として設定していただいておりますけれども、これが移転後もそのまま使えるものなのか、また新たに設定するものなのか、ちょっと、まだこれから確認をして適切に設定してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。第45号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第45号議案について採決を行います。この採決は特別多数議決を要する重要案件であるため、記名投票により行います。

議場の閉鎖をします。

（議場閉鎖）

○議長（桑原）ただいまの出席議員数は15名でございます。その3分の2は10人でございます。これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（桑原）念のため、申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自己の氏名も併せて御記載ください。なお、白票は会議規則第79条の規定により反対と取り扱います。また、氏名の記載のない場合は無効となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（桑原）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票してください。

○議会事務局長（辻） 1番、玉川議員。 2番、小田議員。 3番、富永議員。 4番、大高下議員。 5番、大江議員。 7番、下岡議員。 8番、住吉議員。 9番、宗像議員。 10番、久留島議員。 11番、岡田議員。 12番、多田議員。 13番、崎本議員。 14番、前田議員。 15番、佐中議員。 16番、桑原議長。

○議長（桑原）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番、久留島議員、11番、岡田議員を指名します。なお、立会人は筆記用具を持ち込まないようお願いをいたします。

それでは、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（桑原）投票の結果を報告します。投票数15票、有効投票15票、無効投票0、有効投票のうち賛成が15票でございます。全員です。

投票の結果、以上のとおり、賛成者は出席議員の3分の2以上で、よって、第45号議案は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（桑原）続いて、第46号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第46号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第46号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第46号議案は、原案のとおりこれを決します。

続いて、第47号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第47号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第47号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第47号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、日程第7、第48号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、第50号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については1議題ごとに行います。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第48号議案から第50号議案までを一括で御提案申し上げます。人事院の給与勧告に伴い、関係する3件の条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 総務課長。

○総務課長(近森) それでは、第48号議案から第50号議案までを一括で御説明いたします。

第48号議案から第50号議案につきましては、人事院の給与勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。第48号議案の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、第49号議案の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の改正のみになりますので、資料の中で一括して説明させていただきます。改正内容につきましては、主に資料8の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は10ページから17ページ、三つの条例の新旧対照表を資料9、資料10、資料11でお配りしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、資料8を御覧ください。まず、令和元年の人事院勧告の骨子についてでございますが、民間給与との較差を埋めることを基本に、若年層の等級表水準を毎月平均387円、0.09パーセント上げるとともに、勤勉手当については、民間との支給割合を

考慮し、0.05月分引上げとなっております。また、住居手当については、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げます。また、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げます。なお、手当額が現行より2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を設けるものでございます。以上につきまして、住居手当以外の部分を令和元年度分から適用いたします。次に、海田町の改定方針についてでございますが、この度の人事院勧告に準じた改定を行うものといたします。毎月の給料につきましては平均で580円、0.2パーセントの引上げでございます。新しい給料表と現行の給料表との比較につきましては、資料11の新旧対照表に記載しておりますので御参照ください。2ページをお願いいたします。次の期末勤勉手当につきましても、国の改定に準じて支給割合を改定するもので、上から、一般職員、町長、副町長及び教育長及び海田町議会議員ごとに一覧表を記載しております。一般職員については現行の4.45月分から4.5月分へ0.05月分の増、町長ほか特別職については現行の4.45月分から4.5月分へ、0.05月分の増、議員については現行の3.5月分から3.55月分へ、0.05月分の増となるものです。続いて、住居手当の下限及び上限の引上げ等につきましては、国の改定に準じて手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げます。また、これに応じ、原資を用いて民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げます。なお、手当額が現行より2,000円を超える減額となる職員については、令和2年4月1日から1年間は従前の手当額から2,000円を減じた額を支給する経過措置を設けますが、10月末現在におきましては、この経過措置の対象となる職員はございません。3ページをお願いいたします。上の表は住居手当の算出方法対照表、下の表は手当額の比較をしたものを記載しています。次に、実施時期についてですが、月例級については、平成31年4月1日、住居手当については令和2年4月1日とします。また、期末勤勉手当については、令和元年12月の支給割合の改定については条例の公布日で、令和元年12月1日から適用し、令和2年度以降の支給割合の改定は、令和2年4月1日とします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第48号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第48号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第48号議案は、原案のとおりこれを決します。続いて、第49号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第49号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第49号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第49号議案は、原案のとおりこれを決します。続いて、第50号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第50号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第50号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第10、第51号議案、海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第51号議案、海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を行うため、所要の改正を行

うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第51号議案、海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。併せて、資料12、海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の概要、及び資料13、海田町手数料条例及び海田町印鑑条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料12で御説明いたします。資料12の1ページをお願いいたします。

1、趣旨でございますが、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書など、各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスの導入に伴い、関連する海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

2、海田町におけるコンビニ交付サービスについてでございますが、（1）開始時期は令和2年1月16日木曜日でございます。（2）取扱証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書及び戸籍の附表の写しの5種類でございます。（3）利用時間は6時30分から23時までで、12月29日から1月3日の間は利用できません。戸籍証明書と戸籍附表の写しにつきましては、平日の9時から17時まででございます。（4）対応店舗は、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど、全国で約5万5,000店舗、町内は現在11店舗でございます。取扱店舗は行政サービス対応の多機能端末機設置店舗に限ります。

3、コンビニ交付に係る手数料についてでございますが、（1）趣旨はコンビニ交付サービスの利用促進等を図るため、コンビニ交付サービスで取り扱う証明書の手数料について、多機能端末機による請求の場合の手数料を、窓口請求の場合から100円引き下げることとするものでございます。（2）手数料改正の目的は、コンビニ交付サービスの利用促進、住民サービスの向上、窓口の証明発行業務量の軽減、窓口の混雑解消及び人件費削減、マイナンバーカードの普及促進でございます。続きまして、2ページをお願いいたします。

4、海田町手数料条例の改正内容でございますが、（1）個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から証明の請求があった場合、災害の被災者など手数料の減免に該当する場合でも、手数料の減免から除くこととします。

減免に該当する場合は窓口で請求していただくよう、ホームページ等で御案内いたします。(2) コンビニ交付サービスで取り扱う証明書の手数料について、多機能端末機による請求の場合の手数料を100円引き下げます。表にありますように、現行の窓口での交付の場合は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附表の写しは300円、戸籍証明書は450円で、コンビニ交付サービス開始後も同額ですが、改正後は多機能端末機による交付の場合、それぞれ100円を引き下げ、住民票等は200円、戸籍証明書は350円とします。

5、海田町印鑑条例の改正内容でございますが、(1) 印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない場合として、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の請求以外の方法による証明を求められたときを加えます。(2) 印鑑登録証明書の交付方法に、個人番号カードを利用して多機能端末機から交付する場合を追加します。

6、施行期日はコンビニ交付サービスの開始日と同日の令和2年1月16日でございます。以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番(宗像) まず2点ほど聞きたいんですが、最初に、戸籍証明書というのはどういうことを指すのか、俗にいう、昔でいう、今の電算化されてからどういう名前になっているか分からんですが、昔でいう、戸籍謄本、戸籍抄本のことを指して、戸籍証明書と言っているのかどうか。それをまず1点目。2点目、これ、100円引き下げている。まあ、これいろんなものがあると思うんですが、今まで、議長含めいろんな議員さんが、コンビニでの交付、住民票交付をしたらどうかと何度か要求がいろんな議員からあったと思います。そのときに答弁、必ず高くくてできませんと、コストがすごく高くくてできないと、ランニングコストが高くくてできないという答弁が返ってきた。海田町単独でやるのは無理だと。実際、今回こうしてやるということはそれらも含めてやっているのか。で、1件当たりの、これは人件費、電算使用料、これに掛かるね。それを全部含んだ1件当たりの単価は現行の単価とどの程度違うのか。それでもあえて100円下げて、これは個人カードの利用促進とか、それとか、最終的に、たちまち分からない人も将来的には窓口人員の削減が可能、利用状況によってはそういう可能性も出てくるから、そういうの見越してあえて利用促進を進めるという考え方を取っているのか、それについてちょっと説明を求めます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず1点目の戸籍証明書についてでございますが、戸籍謄本及び抄本のことでございます。それと、単価のことについてでございますが、コンビニ交付を利用された場合は、現在の窓口等で交付する場合に比べ、人件費やそのほかの費用については掛からないこととなります。その代わり、コンビニに支払う手数料として1件当たり117円を支払うこととなっております。ただし、人件費部分が削減できると考えておりますので、その分、ランニングコストも含めて費用は掛かるのですけれども、住民サービスの向上のための、コンビニ交付を促進する意味を込めまして、今回、100円引き下げることで利用を住民の方にPRしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）先ほど聞いた質問というのは、現状は今幾らぐらいの単価になるんですか。で、新たに今回電算することによって、当然、1件当たりの払う金額と、ある程度年間幾ら幾らで払わにゃいけないのがありますよね。多分、それがあると思うんですよ。当初の契約、権利金みたいな形で何か払わにゃいけないのじゃないのかな、最低でも。もし何にもなくてもお金を払わにゃいけんような格好になつとるんじゃないかと思う。それらを割り引いたときに、大体、こういう想定の場合だと、大体、単価このぐらいになりますと。現状、利用料、手数料条例を定めるときに単価を出しておるはずなんですよ。というのは当然、そこで現状の1件当たりの単価が出とるはずなんです。この300円の根拠が。で、その単価と、今度やる単価を比べたときにどうなるんか、それをお聞きしたんですよ。で、その中でも施策的にこういうふうな形で、少しでも、高いけれども安くするのか、安いから安くするのか、それを明確にしてくださいと申し上げたんですが、それはどうなんでしょうか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）1件当たりの発行の単価でございますが、現在の住民票の写しを計算するときの単価につきましては1件当たり417円を出しております。今回、コンビニ交付に掛かりますランニングコストが年間当たり約500万円掛かります。それと、初期費用が約2,200万円ほど掛かります。1件当たり1,000円ぐらいの単価が掛かると見込んでおります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）質疑が多くありましたので、今朝、通告という形で担当者の方にお知ら

せをいたしました。11点、お尋ねをいたします。既に、答えられる、あるいは答えられない、あるいは議題外という項目が触れとったら、それはそれで処理していただければ結構だと思います。

一つ目には、現時点で個人番号を個人に交付したのは何人ですか。お尋ねをいたします。二つ目には、個人番号通知が届いていない未交付世帯及び個人は何世帯何人ですか。お尋ねをいたします。三つ目には、個人番号発行を交付した件数は何件ですか。四つ目には、個人番号交付したのは何パーセントになりますか。お尋ねをいたします。五つ目には、これまで国、国庫負担ですけれども、マイナンバーに関して費用として総事業費総額は幾ら掛かっているのかお尋ねをいたします。六つ目には、提案をされている住民票の写し、住民票記載事項証明書、三つ目には印鑑登録証明書、四つ目には戸籍証明書、五つ目には戸籍の附表の写し、1から5まで全国どこのコンビニでも利用できるのですか、どうですか。ここには5万5,000とありますけれども、あるいは町内では11とさっき説明がありましたが、島の方であるとか、あるいはいろいろ条件があると思いますが、それはどうなのか。7番目には、今後、コンビニ店舗で税、地方税の税ですね、税などそのほかの証明書などの発行する対象を更に増やしていくつもりはありますかどうか、お尋ねいたします。8番目、広島市は個人、県民税の課税証明書を加えておりますが、本町はどうするのかお尋ねをいたします。9番目、システムについてお尋ねをいたします。コンビニで個人番号を取得した人が印鑑証明などを出そうとすると、そこへアウトプット、出てくる、その元データというのは自治体とオンラインで出てくるんですか、どうですか、お尋ねをいたします。10番目には、地方公共団体情報システム機構と市町村からいったん地方公共団体情報システム機構に専用回線を通じて通信され、コンビニ事業者から各店舗に対して同じように専用回線でデータが送られ、全国各コンビニ店舗にありますマルチコピー機から出力されるという流れになると思いますが、どうなんですか、お尋ねをいたします。最後に、こういった範囲を民間企業に広げれば広げるほど情報の流失、漏洩の可能性が高くなるのではないかという心配をしておりますが、これについてはどう考えるのかお答えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（桑原） 住民課長。

○住民課長（水川） まず1点目でございますが、マイナンバーの通知カードは世帯ごとに送付しておりますので、正確な人数は把握しておりませんが、令和元年10月末時点で1

万4,346通を交付しております。個人番号自体は住民票がある方について全員付番しております。

2点目、通知カードの返戻数は131通でございます。

3点目の、個人番号カードの海田町の交付件数は令和元年10月末時点で4,631件です。

4点目の、個人番号カードの交付割合でございますが、10月末時点で15.3パーセントでございます。

5点目の、マイナンバーに係るシステム構築及びマイナンバーの通知カード及び個人番号カードの交付に係る経費等の費用につきましては、平成26年度から平成30年度までの合計で約1億3,645万8,000円でございます。そのうち国庫補助等の割合は52.1パーセントでございます。

6点目の、各種証明書のコンビニ交付サービスに関しましては、資料に記載しております大手コンビニ3社以外のコンビニ等でも利用が可能ですが、行政サービス対応の多機能端末機設置店舗に限られます。

7点目の、証明書の種類を増やす予定でございますが、現時点では発行する証明書を増やす予定はありません。

8点目の、税関係の証明書について加える予定はありません。

9点目の、証明書のデータでございますが、証明書の情報は自治体で作成されたものが送信されます。

10点目の、コンビニ交付の流れでございますが、コンビニ等に設置されている多機能端末機から個人番号カードを利用して申請されますと、専用回線を通じて地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターへ申請情報が送信されます。そこで、申請時に入力した暗証番号の有効性が確認されましたら、自治体へ申請情報が送信され、自治体の証明発行サーバーから証明書情報が地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターへ送られます。そこから、またコンビニの多機能端末機へ証明書情報が送信され、証明書が印刷されるという流れになります。

11点目でございますが、コンビニ交付サービスに関しましては、申請から証明書の受領までの全ての手続きを多機能端末機で行いますので、周りの人にマイナンバーカードや証明書を見られることはありません。また、専用の通信回線を利用し、通信内容も暗号化してやり取りするなど、個人情報漏洩の防止対策も講じられております。そのほかにも証明書の印刷が終了すると、データは消去され、多機能端末機に残ることはありません。

せんし、マイナンバーカードや証明書を忘れないよう、画面や音声で取忘れ防止対策も実施されています。

以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今回、この条例で、来年の1月16日から行くと。町費のどういうんですか、この支払いというんか、費用については全くこれ関与しないのかどうか、再質疑となりますけれども、補正予算には全くその項目はありませんので、これはどうなっているのか。それから、もう一つは個人番号、全ての情報が入る仕組みになって、今は税と社会保障が中心になっておりますが、数年経つと、何がどうなるのか、予定としては99目ぐらい入るといような話も聞いておりますが、ここで取り扱う契約というんか、約款というんか、これらについて5万5,000のそのコンビニ対象、町内では11という説明がございましたが、そういう契約とか約款というのは法律だけでこれが適用できるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）コンビニ交付に係る運用の費用につきましては、当初予算で計上させていただいております。また、契約につきましては、地方公共団体情報システム機構を通じて、コンビニ事業者等々、コンビニ交付サービスについての契約を締結することとなっております。

○議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。

○11番（岡田）今の佐中議員の質問の7番目、8番目、11番目の項目になると思うんですけれども、どちらかというたら、副町長に聞いた方がちょっといいと思うんですけれども、いわゆる税と社会保障と災害対策の分野の中でいろいろと条例で定めて行政手続きをするということで大変便利なんですけれども、今はこの5項目だけなんけれども、国は将来的に93項目にわたる個人情報と網羅をします。身近なところで図書カードの貸出のところに使えるとか何とかいうふうなこともあるし、来年になったらいろいろなことポイントがあるというようなことがあるんですけども、そういうふうなことをしたときに、今の、大変ものすごく便利になってくるというふうなことで、国はそういうふうなことを奨励をして、このコンビニ交付も含めてマイナンバーを広めるために、こういうふうなことをやりよるんではないかというのと、そういうふうなことをしようと思ったら、全て条例改正をせんといけんと思うんですけれども、そういうふうな

ことをするたびに条例を改正をされるのかどうかということをお伺いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今の議案の提案ですが、これはこの形で提案をさせていただいております。

将来にかけては、同じように議員の皆様にご説明しながら、その都度こういった付加価値を付けていくことに関しての検討を、皆さんと共に議論しながら進めていくということでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それともう一つ、大変便利になると、ある面、便利になるということで、このカードの取扱いを、例えば便利になるから、ほかのカードと一緒に財布に入れて持ち歩くとか、そういうふうなことは、どういうふうな、こう、総務省なんか内閣府か、内閣府はそういうふうな感じの仕方いうんか、財布に入れて持ち歩くとか、そういうふうなことはしないでくださいというふうなことを言うてるんですけど、町としてこの取扱いですね、このカードそのものにいろんな情報が入って、今、そうは言っても五つ入る訳ですから、それを、例えば紛失をしたときに、すぐにどうこういうことはないんですけども、マイナンバーという鍵があるから、そこから、いろいろと情報が漏れるということとは全国どこでも皆危惧をされてるんですけども、その取扱方法というふうなのはどうかというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）マイナンバーカードは、おっしゃるように、大変重要なカードであります。ただ、そのカードに入っている情報としましては、氏名、住所、性別、生年月日だけのものがございます。ただ、大変重要で身分保障にもなりますので、交付のときにこの取扱いについては十分注意していただくように御説明を申し上げます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）カードに入っている情報が氏名とか年齢とか住所だから大丈夫だと、そういうふうに行政の方は言われるんですけども、この氏名、年齢、住所と、これが一番の基本の知りたい情報なんですよね。その知りたい人にとっては。だから、そういうふうなのをどういうふうに管理するんかというのが、ものすごく難しい問題になってきて、更にこれにそのほかいろいろなものが紐付いてくると。そこのところをどういうふうに漏洩を防ぐために管理をするんかと。だから、私たちはこういう制度はやめなさいというふうに言うてるんですけども、そこの氏名、年齢とか住所とかいうのが一番大元の個

人情報なんですよ。そこのところのどういうんか、認識いうんか、氏名、年齢、住所、これだけだから大丈夫だと、そういうふうな認識では、やっぱりちょっと情報管理いうんか、それ駄目だと思うんですけども、何かこう、別に差し迫った特段な個人情報がないからなんか大丈夫だというふうに聞こえるんですけどもね、そこのところが一番基礎になるところの情報が漏洩をするというふうなことで、皆、なかなか普及が広まらない、大きな原因の一つなんですよ。だから、特段、何がしかがなかったら別に困ることはないというてなっておるんですけど、その辺の情報の管理いうんか、しっかりと伝えられるんかどうかいいうんですよ。ただ、そりゃ個人だから、個人の責任よというだけじゃ、これだけ行政がお金も掛けてシステムを改修してやっとなる訳ですから、そりゃ、個人の問題ですよだけじゃ済まんような気がするんですけども、その辺のところはどうなのかということです。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）マイナンバーカードにつきましては、法律で規定するもののほか、個人情報の収集・保管の禁止など、いろいろ法律で規制が定めておまして、それに反する場合は罰則も定めてあります。また、システムにつきましては、アクセスの制限、また暗号化など、そういった面でも安全面は確保されているというふうに考えております。マイナンバーカードにつきましては、住民が提出します書類の簡素化でありますとか負担の軽減、また行政の効率化、また住民に対する手続きを短縮して、時間の短縮、そういった様々なメリットもあると考えています。町としましては、今回、このマイナンバーカードを利用してコンビニ交付を導入するというので、住民の利便性を高めるといった形で利用させていただこうと思っております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。反対討論があるようなので、討論をお願いします。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第51号議案、海田町手数料条例及び海田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定に反対の討論をいたします。

マイナンバー制度にかかわり、個人番号カードを持った人がコンビニでも住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、住民票の附表の写しをとることができるようにしようとするものです。マイナンバー制度では、大量の個人の情報

が行政だけでなく膨大な数の民間企業でも扱えるようにしようとしており、コンビニで各種証明書を取れるようにするのもその一つです。今後は、銀行などの企業や団体にも広げていこうというのが政府のもくろみです。行政機関だけでなく、全国のコンビニも含め、膨大な民間企業や団体がオンラインでつながる訳です。行政の内部だけでも危険があるのに、民間企業まで取り扱う範囲を広げれば広げるほど情報漏洩の危険性が高まることになります。システム管理に加え、人為的なミスが漏洩の原因になることもあります。今回の条例改正は、情報漏洩の危険性を一層広げるといえるものにほかなりません。コンビニの多機能端末機を使うのが便利、また手数料が現行の庁舎窓口や海田東公民館証明発行コーナーよりも安いという考えばかりが広がれば、個人カードの喪失など一層危険になります。また、その便利さの裏腹で個人カードを使えば、置き忘れだの紛失、そんなことがいろいろあって、どうしても人間、起こり得る訳です。そういう危険と隣り合わせのこの便利性というのはどういうものでしょうか。いったん落とせばそれが落し物であって、その辺のごみというようなものであればいいのでしょうか。けれども、いったん落ちたものを拾えば、例えば、それが良い人であれば警察に届けるんでしょうけれども、何らかの形で悪用して、どこかでローンを組んだりすることもできるようになる訳ですから、それは、一旦紛失をしたり、落としたりすると、一大事件につながざるを得ない、そういう事件の温床になることを、ただ便利だからといって、どんどん広げていくことには反対であります。個人の重大な不利益がある危険性を知らせるべきであります。マイナンバーは町民にも地方行政にも重大な情報漏洩と不安と負担を掛けるもので、その範囲を更に広げようとするこの51号議案に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論をお願いします。小田議員。

○2番（小田）2番議員、小田です。賛成の立場から討論させていただきます。この度の手数料改正の目的は住民サービスの向上、窓口の証明発行業務量の軽減、窓口の混雑の解消、人件費の削減及びマイナンバーカードの普及促進など、住民はもとより職員にとってもメリットが多い改正でございます。更に、情報漏洩などのリスクに対しては細心の注意が払われ、十分安全性の確保に努められております。今後、この条例改正が更なる住民サービスの向上や、マイナンバーカードの普及促進につながることを期待し、私の賛成討論とさせていただきます。皆様の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。第51号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）お座りください。

起立多数と認めます。よって、第51号議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第52号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第52号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。海田公民館の移転新築に伴い、所要の改正等を行うものでございます。内容につきましては、教育委員会から説明させます。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）それでは、第52号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の20ページ及び21ページをお願いいたします。資料14、海田町公民館条例の一部を改正する条例の概要及び資料15、海田町公民館条例新旧対照表も併せて御覧ください。説明につきましては、資料14でさせていただきます。

では、資料14、海田町公民館条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。まず、1の改正の趣旨でございます。海田公民館の移転新築に伴い、海田町公民館条例の一部を改正するものでございます。2の改正の内容につきましては、（1）及び（2）に記載のとおり、移転新築に伴う位置の変更と、部屋名及び使用料の変更でございます。3の海田町視聴覚ライブラリーについて、附則に関しましては、現在の海田公民館が既に視聴覚ライブラリーの機能を有していないことから、今回の移転新築を機にこの条例を廃止させていただきたいと考えているものでございます。4の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上で、第52号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。  
討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。  
これより、第52号議案について採決を行います。  
お諮りいたします。第52号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第52号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第12、第53号議案、織田幹雄記念館設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第53号議案、織田幹雄記念館設置及び管理条例の制定について。織田幹雄記念館の新設に伴い、施設の設置及び管理に関する基本的事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、教育委員会から説明させます。

○議長（桑原） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本） それでは、第53号議案、織田幹雄記念館設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。議案書の22ページ及び23ページをお願いいたします。資料16、織田幹雄記念館設置及び管理条例の概要も併せて御覧ください。説明につきましては、資料16でさせていただきます。では、資料16、織田幹雄記念館設置及び管理条例の概要を御覧ください。

まず、1の条例の目的でございます。海田町名誉町民で日本人初のオリンピック金メダリストである織田幹雄氏の偉業を顕彰し、町民の教育、文化及びスポーツの振興に寄与することを目的として織田幹雄記念館を設置することに伴い、その管理等について定めるものでございます。2の条例の趣旨につきましては、織田幹雄記念館の設置目的や地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が管理する施設として必要な規定を整備するものでございます。3の条例の内容でございますが、全8条からなる構成としております。具体的には、第1条は、織田幹雄記念館の設置及び目的につ

いて規定しております。第2条は、織田幹雄記念館の位置を中店8番24号とすることを規定しております。第3条は、職員についての規定で、織田幹雄記念館に館長のほか、必要な職員を置くことを規定しております。第4条は、入館料は無料とすることを規定しております。第5条は、入館の制限についての規定で、入館を拒んだり、退館を命ずることができる場合の対象を規定したものでございます。第6条では、施設内における禁止行為を規定しております。第7条は、入館者等が展示資料又は設備等を破損するなど損害を与えた場合の損害賠償義務についての規定でございます。第8条は、規則への委任規定でこの条例の施行に関し、教育委員会が必要な事項を定めることができる旨の規定でございます。4の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上で第53号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第53号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第53号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第53号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第54号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第54号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算第4号。この度の補正予算につきましては、庁舎移転事業に係る予算措置等を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、第54号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算第4号について御説明いたします。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料17、令和元年度補正予算説明書をお願いいたします。また、補正予算に関する資料として、資料18、庁舎移転事業の予算措置方法についてと、資料19から資料21として、工事箇所図を併せて提出しておりますので、御覧いただければと思います。なお、この度の補正予算では、今年度4月1日付けの人事異動や、この度の給与改定、また職員の育児休業等に伴い職員給料や職員諸手当、共済組合負担金、臨時職員賃金などの人件費関係の増減を行っております。その他、精算に伴う平成30年度分、国・県支出金の返還金や後期高齢者医療給付費負担金の増、この度の特別会計補正予算に伴う繰出金の減等がございますが、件数が多く、繰り返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料17、令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料17の5ページ、6ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の中段、庁舎移転事業につきましては、その内訳として6ページの説明欄に記載のとおり、委託料については、元広島県海田庁舎の解体工事、管理業務委託料の一部減と、海田町新庁舎建設工事管理業務委託料の新規増、工事請負金については元広島県海田庁舎解体工事費の一部減と海田町新庁舎建設工事建築の新規増で、それぞれ増減がございますが、総額では5,040万円減額するもので、その財源についても併せて歳入の地方債で調整しております。なお、管理業務及び工事については複数年度の契約とするため、令和3年度までの債務負担行為を設定いたします。次に、下段の防犯灯整備事業については、防犯灯新設工事が当初見込みを上回ったことにより、40万7,000円増額いたします。次の防犯灯管理事業についても防犯灯の修繕料が当初見込みを上回ったことにより、153万5,000円増額いたします。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。徴税費の下段、徴税賦課事業につきましては、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートのデザインに係るアンケート報償品及びオリジナルナンバープレートデザインデータ作成業務委託料として、15万7,000円増額いたします。次に、15、16ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の老人福祉費の老人福祉一般事務事業につきましては、海田町福祉有償運送運営協議会を開催するため、委員謝礼として5万1,000円増額いたします。次の運転免許証自主返納高齢者支援事業につきましては、申請者が当初の見込みを上回ったことにより、52万5,000円増額いたします。次に、19、20ページをお願いいた

します。児童福祉費の最下段の子育て支援施設等利用給付事業につきましては、新制度に移行していない幼稚園に通う児童数が見込みを上回ったことにより、子育て支援施設等利用給付費負担金を565万4,000円増額するもので、その財源として国・県支出金を併せて増額いたします。次に、21、22ページをお願いいたします。生活保護費の生活保護一般事務事業につきましては、進学準備給付金のマイナンバー連携にかかり生活保護業務システムを改修するため、104万5,000円増額するもので、その財源として国庫支出金を併せて増額します。次に、29、30ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の下段、町道改良事業につきましては、町道7号線歩道整備に係る用地購入費として1,600万円増額するもので、その財源として国庫支出金及び地方債を増額します。次の仮称町道143号線道路改良事業につきましては、仮称町道143号線道路改良工事として2,000万円増額するもので、その財源として国庫支出金及び地方債を増額し、併せて繰越明許費の設定をいたします。次に、31、32ページをお願いいたします。都市計画費の街路事業費の中店小学校線道路改良事業につきましては、工事施工方法の変更等に伴い既存の予算を4,170万円増額するもので、またその財源として国庫支出金と地方債を増額いたします。次に、35、36ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金として43万8,000円増額するもので、その財源として消防団員退職報償金受入金を増額いたします。次に、41、42ページをお願いいたします。教育費の中学校費の下段、中学校給食事業につきましては、令和2年度からの中学校給食開始に向けて、食器等消耗品や配膳用等備品を購入するため、378万9,000円増額いたします。次に、47、48ページをお願いいたします。災害復旧費の土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業につきましては、西ノ谷川及び西ノ谷川支川の改修工事に伴い、町道を全面通行止にして工事をせざるを得ないことから、近隣住民の生活道路を確保するために、民地を借地し、迂回用仮設道路を築造するため、用地借上料と仮設道路築造工事費用を増額します。また、西ノ谷川護岸改修工事費を新たに増額し、工事費の財源として地方債を増額いたします。次の河川災害復旧事業については、楠木谷川河川改修詳細設計業務委託料及び奥之谷川河川改修詳細設計業務委託料を増額するもので、その財源として地方債を増額し、併せて繰越明許費を設定いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。なお、歳出補正で説明させていただいた特定財源の増減については説明を省略させていただきます。資料の1ページ、2ページをお

願いたします。20款の繰越金につきましては、平成30年度決算剰余金に伴う前年度繰越金の一部について財源調整のため、6,605万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第54号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億487万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億5,984万5,000円とするものでございます。次に、繰越明許費の補正につきましては、第2表に記載のとおりで、内容につきましては、歳出補正で説明いたしましたので省略させていただきます。次の債務負担行為の補正につきましては、第3表に記載しておりますので、議案書4ページをお願いいたします。まず、上段二つについては、歳出でも御説明のとおり、庁舎移転事業について、工事と工事監理業務に係る額について令和3年度までそれぞれ限度額を定めるものでございます。次に、海田総合公園指定管理業務に係る額については、令和2年度から総合公園の指定管理を行うため、令和6年度までの限度額を定めるものでございます。次に、中学校給食調理等業務に係る額については、令和2年度からの中学校給食開始に向けて、給食調理等業務を民間事業者へ委託するため、令和13年度までの限度額を定めるものでございます。続きまして、議案書5ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、5事業の地方債についてそれぞれ変更するもので、内容については歳出補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、令和元年度海田町一般会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。1点だけ。まず、30ページの町道改良事業の中で、町道7号線歩道整備事業用地購入費でございますが、これ、同じ出されたらね、私、歩道整備の今のこの整備で載ってますが、用地、東海田小学校のところと思いますが、出されたら、どのように整備するかもね、同じく出されたら、新学期に向けて、また補正組まんでもすぐできる思うんよ。そこらの方の考慮は、大変便利なことでええことなんよ。ほじゃからね、同じ予算出すんなら、工事と一緒に出されたら、冬休みに工事とかあるいは春休みね、できたら、来年度予算で工事を組まんでも、補正でも組まんでもね、すぐ一緒にすぐ早急にできる思うんよ。こういうところね、児童でも何でも安全で安心できるように早くするように、そういう考慮も必要じゃと思うんじやが、なぜそういうことをできなかったか、その理由をちょっとお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの、用地を取得して整備に当たりましては、国費を何とか引っ張ってこれないかということで、県といろいろ協議をいたしました。この用地については、何とか今年度手配ができたんですけれども、工事費についてはちょっと難しい面がございましたので、工事費は来年度国費をいただいて整備するというのを今念頭に置いておるところでございますが、入札の状況等によって交付金に余りが出れば、またその際に検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だから、入札残やいろいろ交付金で残った、あれば、それを余剰で使やあもつとあれは一緒と思うんじゃ。だから、そういう考慮が言い訳じゃなしに、そういう考えも十分あるから、そういう考えも念頭に置いて、なぜ説明ができなかったちゅうことを言いよる訳よ。できるんだったら、いち早くやりやあええ。ね、こういうときには予算がないように、国費、国費、何千万も掛かることでもあるまいし、わし、そこを言いよる訳よ。何か言うたら予算が国費じゃ、ね、補助金がどうのこうの言われるんじゃがの、やっぱり、ええことはすりやええ訳よ。悪いことはしちやいけんで。ええことはすりあ、ええけん、そういう前向きな姿勢で行政ちゅうものはやったらええ思うんじゃが、やっぱりね大きなところでは、人の安全や安心を守るんじゃったら、ええこと、子ども、ちゃつとせにやいけん、通学路なんかも。やっぱり、大きな気持ちだったらええんか思うんじゃが、どうかいの。そういう考えは更々ないんか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）御指摘の点を踏まえ、安心安全のために今後も努力してまいりたいと考えとります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）2点お伺いします。まず、元県海田庁舎の解体工事の件なんですけど、ああいった鉄筋の建物の解体工事いうたら、かなり周辺に振動と騒音、被害が生じると思うんですよ。何でかいうたら、うちの近所に大きいマンション建ちましたが、その前にユアーズの本社の跡の建物を解体しましたが、毎日、朝から晩まで地震に見舞われとるような感じだったんですよ、建築時よりも。解体の方が振動、騒音はるかに大きかったんですけど、今回の場所周辺にすぐ裏にマンションもあります、病院もあります、住宅もあります。そういった中においてどういった対策を取られるんでしょうか。2点目、中店小学校線、ほぼ出来上がりますけど、この安芸4区1号線との接続はどうなっているん

でしょうか。以上、2点。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の解体工事につきましては、基本的な騒音振動対策といたしましては、やはり防音シート、まあ仮設ですよね、仮設による囲いと、あと、振動騒音の少ない低騒音重機の採用ということが基本にはなってくるんですが、今回は、最終的に施工者の方が決定した後に、その施工方法等も施工者と協議をして、可能な限りそういう影響が少ない施工方法というのを選んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）続きまして、中店小学校線、安芸4区1号線との接続でございます。広島市との協議の中で同時に供用開始ができるような調整をしましてまいっております。広島市におきましても、選考した下水道工事の業者も決まっております。先日、現場で立会もしております。順調に推移しておりますので、同時の供用開始ができるというふうに見込んでおります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その解体の騒音振動、できる限りとおっしゃいましたが、近隣住民にとっただけで済まんのんですよ、正直。新しい建物を建てる時よりも、解体の方がたまったもんじゃありません。あそこのユアーズ解体に伴って、うちの家まで揺れてましたね、毎日。で、すぐ隣の家、やっぱり壁にひび入りましたし、そういった部分を考えて、できる限り、ましてや公共事業なんですから、できる限りじゃなくして、完璧な対応を取るべきではないかと思うんですが、その辺は考えていらっしゃらないんでしょうか。あとは、確認ですけども、この中店小学校線、もう間違いなく同時供用開始と見てよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）解体に当たっては、おっしゃられるように、完璧な対応を目指してやっていきたいと考えておりますが、何分、やはりそういった堅い建物を壊すということには、どうしても振動騒音というのは避けることはちょっと難しいと考えます。したがって、施工業者とその辺十分踏まえて可能な限り最小限の影響で済むような方法を選定してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）安芸区さんとも共通の認識を持ちながら工事を行っておりますので、

そういうふうな目標に向けて、現在、取り組んでおるといふことでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。庁舎の費用の件についてお尋ねをいたします。本議案の第3表の債務負担行為、24億、それ以前には4億4,000万の土地の問題がございますし、資料18の中で詳しくそれが、図解入りの説明もありますが、一定程度は理解できるところもあるんです。ところが、総額42億8,000万、これの、ここに各年度ごとの当初予算で必要経費を計上するという説明がございましたけれども、各年度で、2年度で建設をする訳ですけれども、一般会計、負債、あるいは補償費、下岡さんが一生懸命言われる公共施設適正管理という事業の充当率の90パーセントは起債措置が出される、それで交付税が幾らかでやると。この中で、今日、満場一致で決まりましたけれども、5年間のこれが適用されるということですのでけれども、実際、知りたいのは、各年度ごとにどのようになっていくのかというのが見えないし見えてこないんですよ。これはどのように議会へ説明をされるのか、議会に説明するという事は町民に説明することと同じですけれども、財調を取りあえず使ってそれを執行に当たるのか、そこら辺を、ちょっと目に見える形で、理解できる方法で説明を求めたいと思うんですが。今、一遍に言うても不可能じゃというんじゃないら特別委員会でも開いて説明してほしいと思うんですけれども、ここにある債務負担行為と、挙げられておるこの図面の中での理解というのが非常にしにくいんですよ。その説明を求めたいと思います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備の財源につきましては、11月22日に開催をいたしました特別委員会において、財源の内訳を御説明をさせていただいております。ただ、こちらにつきましては、補償金を含まない額での財源ということでお示しをしております。その補償金がない財源の内訳の中で公共施設等適正管理推進事業債と緊急防災減災事業債、一般単独事業債等の記載の内訳と公共施設等整備基金、それと財政調整基金により財源を確保するといったような説明をさせていただきました。地方債の発行で交付税措置があるものにつきましては、優先的な発行ということになるかとは思いますが、その他、交付税措置のない一般単独事業債でありますとか、財政調整基金につきましては補償金の額に応じて発行額でありますとか、基金の取崩しを調整したいと考えております。補償金の額が出てきましたら、改めて議員の皆様方、町民の皆様方にも詳しく説明してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）大体、おおむねは分かるとつもりですよ。つもりですけれども、具体的に今日を基準として、今日はもう場所が決まりましたから、今日を基準にして、いろんな交渉の範囲が広がる、この基礎を作った訳ですよ。そうすると、補償額も大体見えてくるし、交渉次第だとは思いますが、今の、年度ごとのそういう持ち出し部分であるとか、もちろん、起債、町債がどうしてもなかったら事業ができません。その補填として財調もある、それから、今この時期で5年の時限立法だとは思いますが、公共施設の適正のそういう部分もね、町長、盛んにそれを心配されて、今回、急いで、またされた訳ですけれども、これらを含めて、本当に見えるような形、議会の議員の中で、私、頭が悪いのかどうか分かりませんが、あまり理解しにくいんですよ。私がそうですから、一般町民の人はずっと分かりづらいという思いがするんです。本当に、次、来年度の予算のこともありますが、その中で、ほぼ、大体方針やら明確になるとは思いますけれども、この段階でこれしかできないのか、将来に向かって、年度ごとの、将来いうてもまあ、スケジュールどおりの、年度ごとのそういう予算の配分、あるいは仕組みですよ。その明確なのはどうなっていくのか、ちょっとこれが知りたいんですよ。一般町民の人もそうだし、一般質問の中でもそういうのがありましたけれども、そこら辺の総額の中の内訳ですよ、これはいつ頃になるのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先日の特別委員会でお示しをしました42億7,700万円の総事業費の内訳として、簡単に言いますと、起債が35億円、基金の取崩しが7億7,700万円というところをお示しをさせていただきました。この中で、基金におきましては公共施設等整備基金の3億5,100万円、財政調整基金の4億2,600万円の取崩しという内訳の方もお示しをさせていただいております。公共施設等整備基金につきましては、庁舎の整備を想定をして積み立てた基金でございますので、まずこちらの活用は想定をしておりますけれども、財政調整基金の4億2,600万円と交付税措置のない起債については、先ほども御説明いたしましたとおり、補償金の額に応じて調整をしたいと考えております。今後の見込みといたしましては、来年2月に行う予定の工事の入札の結果に応じて、総事業費も変わってこようかと思っております。また、来年度以降に示されますその補償金の額でありますとか、電気と機械の工事につきましては、来年度入札を執行する予定としておりますので、段階的にその事業費というのが明確になってこようかと思っております。その都度、その都度

で皆様方に御説明をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）簡単に言います。一番気にもしておるし、町民の皆さんも一番心配されているのは、ここの立ち退きの補償の金額、これの明示はいつ頃になるのか。今から交渉して半年後とかいろいろある訳ですけども、いつ頃になるのか、大体、そこになると、金額が決まってくるんですが、金額が分かれば教えてほしいんですが、ま、無理じゃと思います。いつ頃それが明示できるのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）補償の額につきましては、これまでも御説明しておりますとおり、11月末に完成をいたしました実施設計図書を県に提供いたしまして、これから算定が行われます。そのため、補償の額が示されるのは来年度以降という見込みでございます。庁舎の補償となりますと、建物も大きく、特殊な機器もございますので、もう少し時間が掛かるものと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと、すみません。30ページのね、私がさっき言うた分の下の143号線、道路改良工事の、このページでいうたら、番号2よ。ちょっと聞いてみるんじやが、多分、明飛川の下のところじやが、その上が現在工事用で、元あそこに道を付け言うところじや思うんじやが、この用地はね、私、多分、これ、以前購入されたか、いつどのようにここに道を付けるような計画になったか、ちょっとそのね、あれを、あの、あれを言うたら分からんが、この長い計画を、いつこういう計画ができたか、用地の取得を含めてね。それから、ここの先が点々、点々となっちょろう。ほいで、やったら、こっち出たら、今の工事するバイパスの入口じや思うんじやが、これはいつこういう計画をして、いつこの点々々のところも用地購入が済んじよるか、そこら辺、ちょっとね詳しく説明をお願いしたいんじやが。なぜか言ったらね、三迫三丁目のこの川の筋に道路があるよの。あれが4メートルで海田の、串掛林道やったところの仮道だ思うんじやが、まあ、あんたらで分からんかしらんが、児玉課長のとき、この先に橋が架かっちょるよの。串掛林道を造った、鉄の橋が。あれを、撤去は、まだしとらんよ。あれ、危ないからあれを架け替えて串掛林道に架けたときにの、架け替えて、この側の4メートルの道路は町道になっちょるんよ、多分。町の道路なんよ。それを改良工事して、きれいにしたんよの。そのついでに橋架けて、上、通り抜けできるようにせえ言うたら、それ

はまだできませんと、財政のことでちゅうのがもう何年前かの。ほいで、この点々々がある、点々々。あんたら知らんかしらんが、もう何年前にの、この点々々の先に、三迫川のバス停のちょっと先、あそこ、ボーリング調査しよったんよ、の。あれ、わし、井戸を掘りよるんか思うたんよ。あんたら、何しよんかいうたら、ここに橋を架けるいうて、ボーリング調査しよったんよ。そういうことをわしら全然知らんかったんよの。ほいで今になって、わし、今、下岡さんにも前田さんにも聞くんじゃがの、訳分からん、点々々。これ計画の道路よの。どうして元の分をちゃんとせんのかいうて、わしなんか、一般質問にでも出したんよ。財政がないけんいうて、こういう計画で、まあ西田町長じゃないわ、山岡町長のときにボーリング調査もしちよるんよ、もう10年ぐらい前かの、8年ぐらい前か。ボーリング調査しちよったんよ。橋架けるいうて、の。明飛川の、串掛林道にも行ける大きな道を付けるいうて。それまだ、小西さんところが畑しよったときによ。だけん、まあ誰か知らんで。誰が知らんが、同級生じゃけ、まあ買うてやろうか思うちよったんじゃろうじゃ。それで、ボーリング調査までしとったんじゃが。ほいで、こういう計画いつ浮き上がって、ここまで道路付けたら下までおりにやしようがなからう。ほいで、この土地、用地交渉はいつどのようにされたかの、わし、全然知らんのじゃが。この、さっきのこの、やって、三迫二丁目いうて書いてあるところが、今、開発工事しよるよの。開発工事しよるとこよ。土地の持ち主も知ちよるが、いつどのように売ったちゅう話も聞いちよらんのやがの。いつこれ土地を購入して、ほいで、この点々々、いつからこういう計画が出て、この先、点々々と、この用地交渉ができちよるか。今、この点々々の先の三迫川のところは、崖崩れで今工事しよるよの。だから、こういうことは前もって説明してほしいよの。特に、わしは建設委員会やちよんじゃがの。これ、初めて聞いて、こりゃ、どこやいうて、聞くようなあれじゃ分かるまあ。その点をね、皆含めて詳しく説明をお願いします。計画を含めてよ。ボーリングしたんじゃけ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）一番当初の計画は、平成、ちょっと済みません、正確ではないんですけど、平成14年か15年頃に、今、議員さんがボーリング調査をしよったという時期に、概略設計というような形で、ルートを検討を行っておるものでございます。それ以降、予算に計上させていただきまして、詳細設計や取得用地を計上させていただいております。今、この点々々も含めて、用地については、対象者4件いらっしゃる、5名ですね、5名いらっしゃるんですけれども、そのうち3名と契約は済んでおりまして、1名

と今交渉中の状況でございます。今、この実線で塗っているところについては、用地の取得の見込みが立っている状況になるんですけども、取得年度は一番最初は平成29年度だったと思います。そのほかについては30年度当初予算に組んでおったんですけども、災害が発生しましたので、繰越しをして今年度契約をする予定で進んでおるところでございます。

○13番（崎本） そうじゃけ、わしゃ、もう3回目。

○議長（桑原） 3回目。

○13番（崎本） もう駄目かの。もう1回あるんじゃろ。

○議長（桑原） なし。

○13番（崎本） ないから、詳しく説明をお願いしますいうんよ。その取得をの、塗り潰したところは、いつどういうふうなあれで、そこの地主は何件か、わし、皆知っちゃるんじゃけ。それらを全然わしらは、知らんのよ。

○議長（桑原） 3回目なので、これで。

○13番（崎本） いやいや、説明がなっちゃらんから……。

○議長（桑原） 聞いた説明を、だからしてくれということやろ。

○13番（崎本） ほうよほうよ。

○議長（桑原） それじゃ、説明させますが、終わりですよ。建設課長。

○建設課長（木村） こちらの今塗り潰してあるところについては、3名の地権者になります。このうち2名については契約をしております。1名については今契約の手続き中といたしますか、最終段階でございます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） 私は2点ほど聞きたいんですが、崎本さんと同じ質疑になりますが、この143号、これ、元々の計画は、その前からあって、おっしゃられる14年、15年、その前からあって、別のルートがありましたよね。今、崎本議員もおっしゃられましたが、それについてこちらに変更したなら変更したように、事業を開始したなら開始したように説明をきちんとすべきじゃないんですか。これはまずいですよ。新しいルートの位置でしょう、これ。このルートをやりますというのはきちんと説明すべきじゃないんですか。全くなしでほじゃ、わしらやるぜって、それでいいんですか。執行部は。町長、それでいいんですか。おかしいでしょう、そりゃ。きちんとした格好で議会に説明して進めていくべきじゃないんですか。だますようなことはやめましょうや。ましてや、これはあ

れでしょう、用地買収でやるんでしょう。少なくとも道路計画というのは前に出すべきじゃないんですか。どこの道路を通して、用地買収で進めるということは、言葉悪いんですが、内部の事業認可を取るのと一緒ですよ、決裁やる以上は。新たな道路をする、例えば道路を拡幅しましょう、前に計画したのをやろうというんじゃないんですよ。少なくとも決裁を町長にもらったときには、議会に対してこうこうこういうことで全体の道路をこういう計画で進めてまいりますから、予算を今から確保してまいります、よろしく願いますというのが本来の姿じゃないんですか。まあ全部まで説明せえとは言いませんよ。少なくとも担当委員会にはそういうものを説明していくべきじゃないんですか。僕は、それは間違っていると思いますよ。崎本議員が怒るのと一緒やろうと思います。

次にもう1点。それ以上にもう一つ、どこにどういう道を付けるんか全く分からないのに、これ、予算付けると。少なくとも、今後の全体計画はこういうふうにしてます、4メートルの橋はこういうものを造りますというのは、示すのは当然のことでしょう。橋なんか100万、200万でできるんですか。この橋を架けようと思ったら、兩岸全部ある程度直してこにゃいけんから、相当な費用が掛かるはずですよ。当然、その説明してから、これ、予算取り下げるべきじゃないんですか。じゃ、なかったら、全体を落とすようになるから、一旦、執行せずに改めて上げてきてやるべきじゃないんですか。僕はそう思いますよ。

○議長（桑原） 答弁させますか。

○9番（宗像） もう1点あるので。それから、町道7号線、これ、100平米、1,600万円、単価16万円、これ、表に公表していいんですか。個人情報じゃないんですか。通常、工事が伴わない用地買収については場所を特定せずに出すでしょう。工事と一緒に場合は、工事の方に出す。基本的に用地買収する場合には場所を特定しないというのが前々からの慣例じゃないんですか。なぜ、ここだけ用地買収の場所を特定して単価も相手も分かるようにするんですか。説明求めます。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 町道143号線については私の方から御説明をさせていただきます。全く今回初めて出たということではなく、まず課長の方が言いましたように、平成14年か15年のときに、町道6号線バイパスということでお話をさせていただきまして、地元説明会も開催させていただきまして、それ以降、橋りょうの予備設計、道路の改修設計等々、予算を議会の方にも話をさせていただきまして、一応、予算の方を付けていただきまし

て、今回、その続きで、29年、30年と用地買収の方をさせていただきましたので、ちょっと全く説明がないというのはちょっと違うという具合に考えております。あと、もう1点、説明の方が全く足りないということでございましたら、当然、それは建設産業委員会の方ですね、まずは常任委員会の方で再度この143号線、そもそものルートの考え方とか、道路改良の方の考え方の方は説明の方はさせていただきますが、今回の補正予算の方はその辺を踏まえて御理解いただければと考えております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）もう1点、用地取得箇所の表示でございますが、こちらにつきましては、予算に上げた用地の場所が分かりにくいということで、前回からだったと思うんですけども、資料として上げさせていただくようになったものでございます。

（「休憩動議を提案します」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）動議、賛成ありますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）はい、暫時休憩をします。よろしいですか。議員の皆さん、暫時休憩の動議が出ましたけど、賛成してよろしいですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は追ってということでよろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

午後4時09分 休憩

午後4時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、議会規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日は大変御苦勞様でした。

午後4時19分 延会